

平成22年9月14日から
平成22年9月15日まで

標 茶 町 議 会
第 3 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

平成22年標茶町議会第3回定例会会議録目次

第1号(9月14日)

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定について	3
行政報告及び諸般報告	3
産業建設委員会所管事務調査報告	10
議会運営委員会所管事務調査報告	12
一般質問	16
後藤 勲 君	16
林 博 君	21
深見 迪 君	28
平川 昌昭 君	36
報告第6号 株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書の提出について	43
議案第51号 標茶町過疎地域自立促進市町村計画の策定について	49
議案第52号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について	55
議案第53号 平成22年度標茶町一般会計補正予算	57
議案第54号 平成22年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	57
議案第55号 平成22年度標茶町老人保健特別会計補正予算	57
議案第56号 平成22年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	57
議案第57号 平成22年度標茶町上水道事業会計補正予算	57
延会の宣告	63

第2号(9月15日)

開議の宣告	67
議案第53号 平成22年度標茶町一般会計補正予算	67
議案第54号 平成22年度標茶町下水道事業特別会計補正予算	67
議案第55号 平成22年度標茶町老人保健特別会計補正予算	67
議案第56号 平成22年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	67
議案第57号 平成22年度標茶町上水道事業会計補正予算	67
(議案第53号・議案第54号・議案第55号・ 議案第56号・議案第57号審査特別委員会報告)	
認定第1号 平成21年度標茶町一般会計決算認定について	68
認定第2号 平成21年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定に	

	ついて	68
認定第 3号	平成21年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	68
認定第 4号	平成21年度標茶町老人保健特別会計決算認定について	68
認定第 5号	平成21年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	68
認定第 6号	平成21年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	68
認定第 7号	平成21年度標茶町病院事業会計決算認定について	68
認定第 8号	平成21年度標茶町上水道事業会計決算認定について	68
議案第58号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	68
意見書案第6号	道路の整備に関する意見書	69
意見書案第7号	森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書	70
意見書案第8号	B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見書	71
	閉会中継続調査の申出について（総務委員会）	71
	閉会中継続調査の申出について（厚生文教委員会）	71
	閉会中継続調査の申出について（産業建設委員会）	71
	閉会中継続調査の申出について（議会運営委員会）	71
	議員派遣について	72
	閉議の宣告	72
	閉会の宣告	72

平成22年標茶町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成22年 9月14日（火曜日） 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定について
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 産業建設委員会所管事務調査報告
- 第 5 議会運営委員会所管事務調査報告
- 第 6 一般質問
- 第 7 報告第 6号 株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書の提出について
- 第 8 議案第51号 標茶町過疎地域自立促進市町村計画の策定について
- 第 9 議案第52号 標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について
- 第10 議案第53号 平成22年度標茶町一般会計補正予算
議案第54号 平成22年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第55号 平成22年度標茶町老人保健特別会計補正予算
議案第56号 平成22年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第57号 平成22年度標茶町上水道事業会計補正予算

○出席議員（16名）

- | | |
|---------------|---------------|
| 1番 田 中 進 君 | 2番 黒 沼 俊 幸 君 |
| 3番 越 善 徹 君 | 4番 伊 藤 淳 一 君 |
| 5番 菊 地 誠 道 君 | 6番 後 藤 勲 君 |
| 7番 林 博 君 | 8番 小野寺 典 男 君 |
| 9番 末 柄 薫 君 | 10番 舘 田 賢 治 君 |
| 11番 深 見 迪 君 | 12番 田 中 敏 文 君 |
| 13番 川 村 多美男 君 | 14番 小 林 浩 君 |
| 15番 平 川 昌 昭 君 | 16番 鈴 木 裕 美 君 |

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

- | | |
|-------|-----------|
| 町 長 | 池 田 裕 二 君 |
| 副 町 長 | 及 川 直 彦 君 |

総務課長	玉手美男君
企画財政課長	森山豊君
税務課長	高橋則義君
管理課長	今敏明君
住民課長	妹尾昌之君
農林課長	牛崎康人君
建設課長	井上栄君
水道課長	妹尾茂樹君
育成牧場長	表武之君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	山澤正宏君
教育長	吉原平君
教育管理課長	島田哲男君
指導室長	川嶋和久君
社会教育課長	中居茂君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤吉彦君
議事係長	服部重典君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開会の宣告

- 議長（鈴木裕美君） ただいまから平成22年標茶町議会第3回定例会を開会します。
ただいまの出席議員16名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

- 議長（鈴木裕美君） 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（鈴木裕美君） 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、
1番・田中進君、 2番・黒沼君、 3番・越善君
を指名いたします。

◎会期決定について

- 議長（鈴木裕美君） 日程第2。会期決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から9月15日までの2日間といたしたいと思ます。
これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。
よって、本定例会の会期は、9月15日までの2日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

- 議長（鈴木裕美君） 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。
町長から、行政報告を求めます。
町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 先の定例会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存じます。

なお、次の六点について補足をいたします。

一点目は野生大麻ゼロ作戦についてであります。

7月28日に実施された野生大麻ゼロ作戦について、ご報告いたします。

昨年に引き続き釧路保健所では、野生大麻除去対策として「野生大麻ゼロ作戦の日」を

設定し、地域ぐるみの運動を展開することとなり、去る、7月28日、本町茅沼地域において実施されました。

当日は茅沼地域会、標茶町防犯協会、北海道薬剤師会釧路支部のボランティアのほか、北海道警察釧路方面本部弟子屈警察署、本町職員等、総勢34名で、約40キログラムの除去を行い、昨年と比較し590キログラムの減少でありました。

また、8月3日には、茶安別地域会主催による除去作業が実施され、総勢40名により野生大麻620キログラムが除去され、昨年の1,370キログラムと比較し、半減をいたしました。

町内には、多くの野生大麻が自生していることから、今後とも地域住民の協力や関係機関と連携を図りながら野生大麻の除去を行い、大麻のまん延防止対策に努めてまいりたいと考えております。

二点目は、スポーツ合宿誘致の結果についてであります。

本年度の合宿誘致の結果についてご報告を申し上げます。

本町の合宿誘致につきましては、地域経済の活性化、人的、技術的交流による有効な情報収集と良質な情報発信を目的に例年行われ、夏の風物詩とも言うべき事業となっております。

本年度につきましては、合宿誘致委員をはじめ関係者の方々のご努力によりまして、天満屋、九州電工、大塚製菓等の実業団陸上チーム、釧路スケート連盟、釧路地方陸上競技協会などの常連団体が来町し、また、中学校野球夏季標茶交流大会が14校参加するなか開催され、総勢で約1,000名の競技者が本町に集いました。

スポーツ団体については、本町の恵まれた環境の中でトレーニングを積むなか、住民との交流や地元児童生徒に対する技術指導を行うなど、所期の目的を達したところであります。

本町の合宿地としての魅力は確実に定着し、かつ、広がりを見せておりますことから、今後につきましても、誘致委員の活動をはじめ、積極的な誘致を行い、質、量ともに充実した展開を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

三点目は、職員の在職状況についてであります。

職員の在職状況についてご報告申し上げます。

21年度中における途中退職者につきましては、死亡退職の事務職1名のほか看護師2名、看護補助員1名及び保育士1名の計5名であります。途中退職者の補充は看護師1名採用のほかは、一部臨時職員による補充にとどめております。

また、定年退職者につきましては、事務職3名、保育士1名の計4名であります。正職員については、本年4月1日をもって事務職4名、土木技術職1名、看護師1名及び保育士2名の採用を行った結果、退職者9名、採用補充等が9名で差し引きゼロとなり、職員総数は前年と同じ263名となりました。

過去5年間における職員削減数は、23名となっております。

平成17年度から始まりました第2期行政改革及び集中改革プランは、前年度末で計画を終了しましたが、計画値22名の純減のところ途中退職者の不補充により27名の減少であります。

現在策定中の第3期行政改革につきましても職員数の削減を実施してまいります、組織人員の見直しにつきましては、今後とも住民サービスの低下を招かぬよう充分意を配しながら、引き続き努力してまいります所存ですのでご理解を賜りたいと存じます。

四点目は、標茶町交通事故死ゼロ連続1,000日達成交通安全祈念大会についてであります。

去る、8月30日に実施いたしました「標茶町交通事故死ゼロ連続1,000日達成交通安全祈念大会」についてご報告をいたします。

本町では、交通事故を撲滅し、安心して住みよい地域社会の実現のため、「ストップ・ザ・交通事故 めざせ安心して安全なマチ 標茶」と位置付けて、標茶町を交通事故ゼロの町にするための交通安全運動を推進しているところです。

運動推進の結果、平成19年12月1日に国道391号常盤橋交差点にて交通死亡事故が発生して以降、交通死亡事故は発生しておらず、先月の8月28日をもって交通事故死ゼロの連続日数が1,000日を迎えたことにより、日頃町民の皆さんが交通安全運動に対し寄せていただいたご努力への感謝と、記録達成を祝い、また、今後更に一日でも永くこの記録を続け、悲惨な交通事故に合わないことを町民総意の誓いとして、「標茶町交通事故死ゼロ連続1,000日達成交通安全祈念大会」を実施したところであります。

大会では、交通事故犠牲者に対し黙祷、主催者挨拶の後、北海道交通安全推進委員会を代表し釧路地区交通安全推進委員会の矢野会長より交通事故死ゼロ連続1,000日表彰の贈呈があり、続いて、弟子屈警察署長より標茶町交通安全運動推進協議会・標茶町交通安全協会・標茶町交通安全指導員会に対し感謝状の贈呈、標茶町交通安全運動推進協議会からは、虹別小学校と標茶町町内会・地域会連絡協議会に対し交通安全功労表彰を授与したところであります。

引き続き、来賓挨拶では、標茶町議会鈴木議長・弟子屈警察署望木署長・釧路地区交通安全推進委員会矢野会長よりいただき、鈴木議長は交通事故遺児に対する思いからの事故撲滅を、望木署長は交通事故撲滅に対する取り組みへの感謝の意を、矢野会長からはみずから前回700日の際に、次の記録達成には再び標茶町に伺うと決めており、今回の1,000日達成の伝達ができた喜びを紹介されました。

その後、交通事故状況説明では、弟子屈警察署野原地域交通課長より、近年、特に今年に入ってからの標茶町内の事故発生件数の減少と発生状況が軽症化傾向にあることなどの説明がありました。

続けて行われた交通安全宣言では、標茶町老人クラブ連合会理事の松本知さんが、参加者を代表し、一日でもこの記録が続き、交通安全運動の輪がなお一層広がり、交通事故死が可能な限りゼロが続き、明るい標茶を築くよう力強く宣言を受け、大会を終了いたしました。

した。

大会に引き続き、役場前の国道391号線沿いで、参加者による交通安全の旗波運動と街頭啓発を行い、通行車輛に対し交通安全を訴えました。

当日は、町議会議員、町内会地域会役員、高齢者学級たんちょう大学生、安全協会員、保育園児をはじめ広く町内の皆様、総勢200名の参加をいただくことができました。

今後も、町民の皆様の協力の基、交通安全運動をはじめ、安心して安全な地域づくりへの取り組みの推進を図り、「標茶町を交通事故ゼロの町に」が実現できるよう関係機関と連携して努力して参る所存であります。

終わりに、この間の交通安全運動にご協力、ご尽力をいただきました多くの町民・関係機関の皆様に感謝を申し上げご報告とさせていただきます。

五点目は、口蹄疫侵入防止対策と育成牧場の道外牛受け入れについてであります。

先の標茶町議会第1回臨時会、第2回定例会において、行政報告並びに緊急質問での質疑応答で、それまでの経過や基本的な考え方を申し述べたところですが、その後の取組について報告をいたします。

一点目は宮崎県の状況の変化と標茶町における口蹄疫侵入防止対策についてであります。宮崎県では口蹄疫ワクチン接種後すべての処分対象家畜の処分・と体の埋却を6月30日に終え、7月4日、宮崎市での292例目の発生が最後となり、7月27日、宮崎県におけるすべての移動制限解除と「非常事態宣言」の解除を迎えました。北海道からは9月3日付で、近隣諸国の口蹄疫発生状況を踏まえ、10月に予定されているOIEへの清浄国申請までは現状の対策を継続するよう依頼されているところではありますが、本町では8月9日開催の自衛防疫連絡協議会担当者会議で侵入防止対策の継続を確認しております。

8月27日に「口蹄疫終息宣言」が宮崎県から発表され、ウイルスが存在する可能性のあるふん尿等の堆肥化処理を終え、清浄化確認検査でも異常が見られない状況となりました。しかしながら、近隣諸国では未だに発生が確認されており、さらには今回の宮崎県における発生についても、未だウイルスの侵入経路が判明していないことから、家畜自衛防疫としてできる対策は、飼養者みずからが行うことと、農場への出入りが仕事となる関係者については病気を農場に持ち込まないためにも、できるだけ最善策を検討し実施することが、口蹄疫に限らず家畜伝染病全般に対する原則であり、それを継続していくことが大切であると考えています。また、サルモネラ症の発生リスクの高まる時期を迎えており、標茶町家畜自衛防疫連絡協議会を中心に家畜自衛防疫の重要性を確認しながら、引き続きJAをはじめとした関係機関との緊密な連携のもと万全を期してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

二点目は北海道の口蹄疫緊急防疫対策事業の実施状況であります。この事業は、北海道の口蹄疫侵入防止対策に万全を期すため6月の道議会にて議決された事業であり、各自防組合・公共牧場を事業主体とする補助事業であります。標茶町家畜自衛防疫連絡協議会では全偶蹄類飼養農場へ消石灰8袋の配付と動力噴霧器1台の取得について事業実施の

承認を受け、7月に消石灰配付を完了をしております。

また、育成牧場においても動力噴霧器1台の取得について事業実施の承認を受け、今回の補正予算に計上させていただいておりますので、ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

最後に、町営育成牧場における道外牛の受入れについてであります。育成牧場の道外牛の受入れは、牧場運営審議会等の了解をいただきながら一部受け入れを開始した後、議会における議論や、さらには6月1日にJAから、宮崎県で終息の気配が感じられない中、組合員が不安を募らせており受け入れを見合わせてほしい旨の申し入れもあり、同日に道内公共牧場では初めて、道外牛受入れ中止を決定いたしましたことは第2回定例会にて報告をさせていただいたところであります。その後、7月27日、宮崎県におけるすべての移動制限が解除され、併せて「非常事態宣言」も解除されたことを受け、JA経済委員会の中で宮崎県の状況に変化が無いことを前提として、育成牧場における道外牛の受入れ再開について問題なしと判断されたところであります。育成牧場では釧路家畜保健衛生所、釧路地区農業共済組合に受け入れに対する防疫対策案を示した上で、アドバイスとご協力をいただき、万全のリスク管理計画を策定し、受け入れ地区住民と標茶町家畜自衛防疫連絡協議会への説明と意見集約を行いました。防疫対策案についてはすべて了承され、9月1日に予定される受入れから再開することを8月13日に決定したところであります。再開後の入牧状況は現在、群馬県から8頭、滋賀県から5頭を受け入れ、今後の予定として9月中旬に65頭、10月から11月にかけては、90頭が愛媛・神奈川・栃木・群馬・滋賀の各府県から入牧される予定であります。今後とも道外牛の受入れに関しましては、リスク管理に万全を期しながら、安定的運営を図ってまいりたい所存でありますのでご理解を願います。

六点目は「標茶町産業まつり」の開催についてであります。

去る9月12日、釧路川標茶緑地公園内特設会場で行政施行125周年・町制施行60周年記念標茶町産業まつりが、実行委員会の主催により開催され、近年では最高となる3,500人の人出を数えました。

当日は、抜けるような秋空のもと、標中ブラスバンド部による演奏で幕を開け、議員有志による餅まきやさまざまなイベントやショーに歓声が起こり、一方では星空の黒牛を始めとした地場産品に舌鼓を打つ姿が見られ、販売の飲食物はほぼ完売の大盛況の活気にあふれ、まさにふるさと標茶での楽しいひと時を送っていただけたものと感じております。

また、さきに開催されたしべちゃ夏まつりや町民花火大会等での記念事業も盛況のうちに終えております。本町の記念すべき年を記憶に刻む契機となっているものと感じており、開催に当たり準備等いろいろな場面でご協力いただいた皆様とご来場の皆様に心から感謝を申し上げます。

ただ、残念なことに産業まつり開催中に実施した次世代エコカーの体験試乗イベントの中で、他車との接触事故が発生いたしました。幸いに、双方、運転手を含め同乗者にケガ人はありませんでした。今後は交通ルールの一層の遵守を徹底するよう指導してまいりたい

所存であります。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 平成22年第3回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、以下六点につきまして補足し、ご報告いたします。

はじめに、平成23年度から使用する小学校の教科用図書の採択結果についてであります。

採択にあたっては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づき、本年6月1日に管内5町1村の教育委員会で構成する第13教科用図書採択地区教育委員会協議会を開催。協議会内には専門組織として選定委員会を設けて専門的な調査研究を行わせ、その結果報告を踏まえながら、教科用図書に関する地区内の実態などに応じて教科ごとに一種類を採択する協議を行い、8月11日の協議会において採択決定されました。

協議会の協議経過等については、定例教育委員会において報告を行うとともに、8月20日開催の第8回定例教育委員会で採択結果を報告したところであります。

なお、採択した小学校教科用図書の発行者は、現在使用している出版会社と同じ、国語、書写、社会、算数、生活、音楽が教育出版株式会社。理科、保健が東京書籍株式会社。地図が株式会社帝国書院。図画工作が日本文教出版株式会社。家庭が開隆堂出版株式会社であります。

二点目は、外国語指導助手の交代であります。

平成17年8月から外国語指導助手として活躍されていたスティーブ・ディックスさんが期間満了により、去る7月25日退職され、その後任として、ヤヒロ・カリさんが7月26日に着任いたしました。

ヤヒロ・カリさんは、アメリカ・カリフォルニア州のロサンゼルス出身で日系4世であります。今年大学を卒業し、専攻は会計学でありますけども、将来、学校の先生になることを目指しALTを希望したそうです。

本人は大都市で暮らしていたこともあって、標茶の印象については大変自然豊かで田舎ののんびり感があって、よいイメージを持ったようであります。

趣味はスポーツで年齢も子ども達に近いということもあり、本町の子ども達により身近に、英語教育と国際理解教育に大きな成果をもたらすものと期待しております。

三点目は、児童・生徒が各種大会において、大きな成果を収めましたので、ご報告申し上げます。

小学生において、7月18日、19日に北見市で開催されました、北海道小学生陸上競技大会に地区大会を通過した14名の選手が出場。結果、磯分内小学校4年熊谷麗さんが800メートルで第5位、標茶小学校4年の砂山美羽さん、熊谷吏恋さん、井上幸香さん、磯分

内小学校の熊谷麗さんの4人による4年女子400メートルリレーで第6位と、何れも自己新記録で入賞を果たしました。

他の選手についても自己新記録を出しましたが、入賞まであと一步のところでありました。

中学生においては、7月25日から27日に函館市で開催されました北海道中学校陸上競技大会で、標茶中学校3年若木拓人くんが男子400メートルで第2位、同じく3年武山桃子さんが女子走り高跳びで第4位に入賞を果たしました。

また、7月30日から8月1日に網走市で開催されました北海道中学校卓球大会では、標茶中学校が男子団体で決勝トーナメントへ進みましたが、惜しくも準々決勝で敗退。

そのほか、今年の中体連全道大会に出場した陸上、卓球、柔道の選手も、大いに健闘したところであります。

今後の児童・生徒の更なる活躍を期待するものであります。

四点目は、「第21回子どもの夢を育てるまつり」についてであります。この事業につきましては実行委員会が主体となり関係機関、団体の協力を得て7月25日駒ヶ丘公園において盛大に開催されました。当日は天候にも恵まれ、子どもからお年寄りまで世代を超える多くの町民の参加をいただきました。恒例のミニSLの運行やペットボトルロケット飛ばしなどのほか、各ブースとも盛況で色々と工夫された遊びが提供され、思い思いの遊びを体験しながら、出店の食べ物やゲームを楽しむなど、将来を担う子どもたちに楽しい夢を与えることが出来た一日となりました。

五点目は、埋蔵文化財の発掘であります。

これは、携帯電話用中継施設建設に伴う、塘路のウライヤ遺跡越善地点の緊急発掘調査であります。発掘は5月10日から6月22日まで行われ、既に広報しべちゃで報告しているとおり、本町で初めての縄文人の人骨となる歯が出土するなど、貴重な発掘調査となりました。

六点目は、図書を受贈についてご報告いたします。

標茶町図書館への図書の寄贈であります。標茶古本市の会から児童図書22冊（6万2,730円相当）の寄贈をいただき、昭和59年から累計で1,262冊（178万9,830円相当）になりました。

心より感謝の意を表するものであります。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君）引き続き、議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時22分

◎産業建設委員会所管事務調査報告

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第4。産業建設委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

産業建設委員会委員長・菊地君。

○産業建設委員会委員長（菊地誠道君）（登壇） 産業建設委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は、下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告します。

1. 調査事項(1)地元産品を利用した加工体制と商品開発について、(2)公共牧場の役割と機能についてであります。

産業建設委員会所管事務調査報告書。

調査日時、調査場所については記載のとおりであります。平成21年8月4日から平成22年8月26日まで6回を開催してございます。

1. 調査事件(1)地元産品を利用した加工体制と商品開発について、(2)公共牧場の役割と機能についてであります。

2. 出席者については記載のとおりであります。

3. 調査の経過及び調査結果についてであります。主なものを申し上げます。

平成21年8月4日、標茶町育成牧場研修室において、牧場長以下担当係長から最近の牧場の経営状況や施設の整備状況等について説明を受け、新しく整備された哺育舎の施設を視察してございます。

平成21年11月30日、標茶町農業協同組合会議室において、高取組合長以下幹部職員から、地元産品を利用した加工体制と商品開発及び公共牧場の役割と機能についての現状や今後の方針について説明を受け質疑を行ってございます。

平成22年4月20日から23日、地元産品を利用した加工体制と商品開発、公共牧場の役割と機能の調査を進めるにあたり、全国的に先進地とされる岩手県葛巻町の社団法人葛巻町畜産開発公社「くずまき高原牧場」と、育成牧場へ預託している群馬県あがつま農業協同組合及び預託農家を訪問し調査を行ってございます。

4. 委員会の所見を申し上げます。

標茶町においても、これまで様々な形で地元産品の取り組みがなされてきたが、ここ数年その商品が様々な理由によりその姿を消してきている。先人の涙ぐましい研究や努力により商品化にたどりつき、多くのファンに支えられ標茶ブランドとして定着していたものもあり大変残念である。

嗜好が多様化する中で、地域資源を活かした標茶ブランドを創造し、維持継続するこ

とは大変なことではあるが、地域を活性化する内発的な取り組みとして、引き続き支援を行っていくことが、今後も標茶町が元気でありつづけるために必要不可欠なことであると確信しております。

現在、町内での加工施設の状況は、北海道標茶高等学校の加工施設は乳製品と食肉の加工施設が整っているが、教育機関であることから一般の利用については制限がある。JA加工センターについては、平成元年の建設で、設備等の老朽化が進んでいることと、利用の大半が趣味的な利用となっており、加工販売されているのは現在牛缶のみである。当初の目的である地元産品の開発から、趣味的な町民の利用が大勢を占めている。また、現在の施設内での乳製品等の加工を行うことは難しいなど課題を抱えている状況である。

今後の加工体制の構築については、食肉を中心とする分野については、現在のJA加工センターの設備の更新や施設の拡充を図り、当初の目的であった地元産品の研究・開発を積極的に推進するとともに、町民の趣味的な利用にも引き続き十分な対応ができる体制をつくり、個人ブランドとしての販売も図るなど、行政とJAが一体となり取り組むべきである。

次に、育成牧場について、公共牧場としての役割と機能についての調査を行ったが、現況については、平成12年ころより地元受入牛が多くなり、さらに預託期間が長くなってきているなど年間を通して安定してきている。平成18年から新たに始まった哺育事業は預託農家から高い評価を受けている。また、今回訪問した群馬県のあがつま農業協同組合の担当者、預託農家からは受胎率が高いなど評価を得ており、引き続き酪農の分業化、効率化の受け皿として期待される。

今後、公共牧場としての新たな役割、機能としては、酪農が基幹産業のまちといいながら地元で生産された牛乳を飲むことができないという、多くの町民からの素朴な疑問、要望に応えるためにも、育成牧場が新たに搾乳に取り組み、さらに念願である乳製品の加工の拠点として早急に整備を進めるべきである。また、搾乳や加工等の体制が整うことにより、酪農を体系的に学ぶことができる研修牧場としての機能も担うことが可能となります。

一方で、育成牧場は多和平としての観光的要素を持つ施設であり、動物とのふれあい酪農体験などの展開も視野にいった取り組みも可能となると考えます。

標茶ブランドの創造は町政の大きな方向性と位置づけられてきています。しかし、特に学校給食に地元の牛乳をとの声が上がるなかで、関係機関で検討はされておりますが、いまだに展望がない状況であり実現しておりません。

地域みずからが、地域の資源を最大限活かした装置をつくり、地域内で消費し次の生産につなげていく地域循環型の内発的な取り組みこそ、今後の標茶を元気付けると考えます。これは行政だけで成し得る課題ではありません。これまで以上に、行政とJAなど関係機関が一体となり強力に取り組むべき課題と考えます。さらに、現在策定中の次期総合計画のなかで、具体的なアクションプランとしての位置づけが明確に行われることを期待いたします。

以上で、産業建設委員会の所管事務調査報告を終わります。

- 議長（鈴木裕美君） これより委員長報告に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。
これをもって、質疑を終結いたします。
以上で、産業建設委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎議会運営委員会所管事務調査報告

- 議長（鈴木裕美君） 日程第5。議会運営委員会所管事務調査報告を行います。
本件に関し、委員長の報告を求めます。

議会運営委員会委員長・小野寺君。

- 議会運営委員会委員長（小野寺典男君）（登壇） 議会運営委員会から所管調査の報告をいたします。

議会運営委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり行なったので、標茶町議会会議規則第75条の規定により報告いたします。

調査事項といたしまして、（1）議会運営に関する事項、（2）会議規則、委員会条例及び議会先例に関する事項であります。

議会運営委員会所管事務調査報告書。

調査日時でありますけども、平成22年5月14日、調査場所、標茶町役場議員室。調査日時、平成22年7月28日から30日、調査場所、北海道町村議長会、栗山町議会、由仁町議会。調査日時、平成22年8月26日、調査場所、標茶町役場議員室であります。

調査事件でありますけども、（1）議会運営に関する事項、（2）会議規則、委員会条例及び議会先例に関する事項であります。

出席者につきましては、記載のとおりであります。

調査の経過及び調査結果でありますけども、申し上げます。

標茶町議会の運営は、地方自治法をはじめとする法令、会議規則、会議規則運用細則、委員会条例、議会先例等により運営されております。これらの議会運営上のルールも時代の変化や地方自治法の改正、住民意識が多様化する中で、それらに十分耐えられるものでなければなりません。

議会が住民から信頼され民主的なまちづくりを実現するためには、議会と町民の信頼関係が重要であり、議会のチェック機能など持てる機能を十分発揮させるために、見直しすべきことは見直し、議会の責務を果たすことが求められています。

標茶町議会には、長年にわたって積み上げてきた慣例等を標茶町議会先例として整理を行い、必要に応じて改廃を行ってまいりましたが、このたび内容的に現在の議会運営上ふさ

わしくない規定はないか、検討に着手いたしました。また、議員定数が次の一般選挙から2人減の14人となり、議員定数14人での常任委員会をはじめとする議会体制等の検討も必要なことから、北海道町村議長会、議会改革を先進的に実践している栗山町議会、由仁町議会の調査を実施いたしました。

平成22年7月28日は北海道町村議長会、対応者は勢籟事務局長でございまして、今申し上げます、議会運営に関する事項、あるいは会議規則、委員会条例、議会先例等、ほかの町村の部分も含めて、協議・議論をさせていただきました。

それから平成22年7月30日、由仁町議会、対応者は川股議長以下3名であります。

議員定数等について、あるいは先例による議会運営等について、全会一致の考えについて、また、質疑・質問等について、その他を調査しております。

平成22年7月29日、栗山町議会、対応者：橋場議長以下2名であります。

ここでも、議会運営にかかわることを、全般について議論をいたしました。

次に委員会の所見でありますけれども、朗読をいたします。

委員会の所見。

議会運営委員会の所管調査として道内の先進議会等を調査するのは、委員それぞれ初めての機会であり、今後の議会改革等を検討するうえで非常に貴重な意義のある調査となったところであります。

議会先例につきましても、標茶町議会では長年にわたって積み上げてきた慣例等を標茶町議会先例として整理を行い、必要に応じて改廃を行ってきているが、特に、次の視点等から検討を行う。先例は特に議会内部の取り決めであり、住民感覚として適当かどうか。議員の自由な議論、意思決定の場としての権利を阻害するような基準はないか。さらに、先例と異なる運営を行わなければならないときの弾力的な運用についても検討が必要である。

次に、議会の議事の流れの中で、一般的には理事者側から提案される議案に対して、理事者側に質疑を行い、討論も少なく採決が行われるのが大半ある。特に争点が大きく分かれる案件については、議員間で回数制限なく自由に討論を行える場（時間）を確保し議論を尽くし、より良い合意形成に努めるために、議員相互間の自由討議など討論を活性化させる仕組みについて検討に値すると考えます。

議員の資質の向上については、常に至上命題であり、積極的に町民と関わり、常に問題意識を持って、日々研鑽すべきであり、また、今回の調査のように他町村の情報を得て刺激を受けることも必要であります。町議会では、これまで先例で常任委員会の所管調査について、年次ごとに道内・道外の調査を規定していたが、平成19年からは必要と判断されるものに限定するなどの見直しを図ってきた。今後、議員個々が町政に関わる先進的な政策などをより積極的に調査・検討する上で、情報収集等の議員活動を支える政務調査費の導入について検討すべきである。

以上、議会先例の見直しの方向性や、議会改革の主な視点について列記したが、今後、

議運の残された任期の中で、これらの検討を進めるとともに、議員定数が次の一般選挙から2人減の14人となったことにより、議員定数14人での常任委員会をはじめとする議会体制のあり方など、任期中に具体化していきたいと考えます。

最後に、これらの見直しや改革には、それぞれの議員が住民全体の代表者であることに徹し、自己の良心と信念に基づき自由に主張し合い、これらを調整統合させて結論を導きだすことに努力するとともに、議会の最高権者である議長がそのもてる指導力と決断力を十分に発揮することが、議会改革を成し遂げる原動力となると確信をしているところでございます。

これで、議会運営委員会の調査報告を終わります。

○議長（鈴木裕美君） これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番・館田君。

○10番（館田賢治君） 委員長報告に対して三点ほどお聞きをしておきたいと思います。

今朝、これ、もらったものですから、今の説明やなんかと重複する点があったらお許しをいただきたいと思います。

まず、栗山町の議会であります。調査をした段階でここは議会の基本条例が制定されていると聞いております。この条例が制定されるまでの間、やはり4年なり、4年ないがしかかっているというような考え方も聞いておるんですが、特に基本条例制定にあたっての経過、どうだったのか、これをまず一点、お聞きをしておきたいと思います。それから、由仁町議会は分かりませんが、栗山はおそらく町民に対して議会報告会を行っていると思います。これは一番基本なんですが、これらはどのようなかたちの中で、年何回くらい行なわれているのか、これもお聞きをしておきたいと思います。それから、今、栗山町議会、これ定数何名でやっているんでしょうか。議会の審議の方法なんですが、この由仁にしても、栗山さんにしても、いわゆる議会の審議方法であります。この議会の審議方法が、本会議審議、委員会審議、議論を深めるといふのであれば、おそらく審議的なものは、分かりやすく今ここで言えば委員会的なことやってるのかなど。それと議員同士が活発な意見をやるにあたって、いわゆるどのような方法で栗山町議会は行なわれているのか。これらを取りあえず、報告と重なっている部分がありましたらお許してください。一応お聞きをしておきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 議会運営委員会委員長・小野寺君。

○議会運営委員会委員長（小野寺典男君） 三点ほどでありますけども、基本条例にいたるまでの経過ですね、それはどこの議会でもいろんな議論が案件ごとにありまして、その議論をかなり煮詰めていって、住民にもそういう場を提供しながら、先ほど次の案件と重ねますけども、住民説明会等々でもいろいろ説明をしながら、やはりそれが条例として設置することが町民の利益につながっていくんだというような中で、条例を制定していく。ですから、一つの議会条例を制定するには、しばらくの時間がかかる。これからも必要な

ものはそういうかたちの中で議論を深めて、条例化をしていきたいというふうなことであります。

それから、栗山町の議員定数は13名で、条例で決めてあります。

(「何名から13名」と言う声あり)

○議会運営委員会委員長(小野寺典男君) 13名になる前は、今ここで資料に記載しているので、その部分は調べて報告をいたします。

議会報告会は、それぞれの地域で6人の議員による3班体制で、町内12カ所で開催をしているということでございます。年一回ですね。

議員同士の本会議での議論のやりとりの関係ですけれども、先ほども報告の中で申し上げましたけれども、大方の議会は理事者側から提案された案件について、理事者側に議論をするということでもありますけれども、大きな町の政策にかかわるようなことは、町民の見えるところで、議会という正式な場所で、議員同士が十分議論をしあって、その結果としてその事業がどうなのかという判断をしていく。そういう議論を深めているということでございます。

○議長(鈴木裕美君) ほかに、ご質疑ございませんか。

10番・館田君。

○10番(館田賢治君) お答えでいいんですが、いわゆる議員同士が議論を深めるのはいいんですが、どのようなかたちの中で、この議論を深める場面を栗山さんあたりは作っておられるのか。例えば、今回うちは9月定例で今やっておりますけれども、どの時点で議員同士が、例えば議論しあうという場所は、どういう場面で作っているのか、そこをお聞きしたいな、このように思っているんです。

それから、今までの基本条例にしても、ちょっとまだ意見ありますけれども、それはそれにしておいて、審議の方法なんです、うちで今本会議をこうやって開いている、最後まで終わっていくまでの経過の流れの中で、ほかの議会の審議の方法は、この辺のチェックはどのようにかけてこられたのかを、審議方法をお聞きしたかったんですよ。例えば、こういうものは、今まではこういう議題にはこういうことだったけれども、一括だったけれども、これは一括でなくてこうなっているとかこういうふうにして、款項の質疑はこういうふうになっているよとか、そういうような、いわゆる審議の方法の流れが、栗山さんあたりはどのような流れになっていたのかなど、それを合わせてお聞きしておきます。二点だけお聞きして終わります。

○議長(鈴木裕美君) 議会運営委員会委員長・小野寺君。

○議会運営委員会委員長(小野寺典男君) 一点目の議員間の議論ということでもありますけれども、具体的にこういった案件でこういうふうな議論をしたという説明はありませんでしたけれども、特に町の政策上大きな問題については、議員間でそれぞれ意見は違う意見をもっている。それを本会議という場では議員間では議論できる場がないので、それを本会議の場に移して議論をする。そういう報告をされておりました。

審議の方法につきましては、特にどういう手法でやっているという議論をしませんでしたので、その点についてはちょっと報告できません。

○議長（鈴木裕美君） ほかに、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、議会運営委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎一般質問

○議長（鈴木裕美君） 日程第6。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君）（発言席） それでは、先に通告しておりました二点についてお伺いをしたいと思います。

まず初めに、オモチャリ川の河道の整備についてということで、先日も私7月ですか、見てきたときには、非常に除草がきれいになってはいました。しかし、今見ると、また元の木阿弥というようなかたちで、牧草畑みたくなくて草が生えていると。こういう状況については、非常に我々一般の人間がみるとすれば、洪水のときにどうなるんだろうというような不安感が当然出てくるわけなんで。まして、河道が狭まって、流量が少なくしか流れないあの状況下の中で、一般的にみて、土砂が非常に多く堆積されているように見えるわけです。そのことによって、今いろんな環境の問題を含めて、ゲリラ豪雨だとか、鉄砲水だとか、いろんなところでいろんな状況が起きていると。標茶にも決してそれが起きないとは言えないわけでありまして、この道新の9月の1日の新聞にも、天塩町あたりも考えられないことが起きたと、こんなような書き方をして出てきているわけなんで、標茶も決してそういう状況にならないとは限らないわけなんで、例え洪水が起きた段階で、あれだけの土が残って見える、正直言って見えますよね。そのことによって、床上、床下浸水というようなことが起きたときに、あの土がなかったらそこまでいかなかったんでないかというような問題も起きかねないので、この辺について町としてどのように考えているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 6番・後藤議員の「オモチャリ川の河道の整備について」のお尋ねにお答えをいたします。

オモチャリ川の河道整備につきましては昭和54年都市河川整備で着手し、区画整理事業で完了する平成18年まで約900メートルが現在の積みブロック形式で整備をされました。

市街を流れる都市河川として重要な河川でありますので、その動向には注視をしているところでございまして、簡易な監視方法として1段25センチメートルの積みブロックの

数を上から数えることで河床の土砂洗屈と土砂堆積を監視しております。

整備の計画河川断面としては、代表的に富士温泉前で申し上げますと、通常、水が流れる河床幅で8.4メートル、想定洪水水位は2メートルに余裕高60センチメートルを加え、全体で2.6メートルとしております。積みブロックの段数で言いますと上から約10段下が計画河床高さになります。

これに対する現状の断面でございますが、側面は積みブロックで川床ではブロックを張らない一般的な工法を採用しているため、その河川性格で流れる水の量が少ない通常時では蛇行しながら水が流れる自然低水路が計画の河床より低い洗屈状態となっており、その低水路に沿って土砂が連続的に堆積する河床となっております。堆積土の量はブロックの段数では1段から3段程度となっておりますので、計算しますと洪水流下断面の余裕分の範囲であり、計画流量断面は十分確保されておりますことと、草が繁茂する比較的安定している河床となっていることから緊急な土砂の除去は見合わせ、監視を継続することとしております。

今後も土砂堆積と洗掘に十分に留意し、土砂の除去が必要と判断される場合は、堆積土砂除去作業を実施することとなりますし、提案されました土砂除去後の清掃活動につきましては、他地域の例もありますので、町内会などの協力体制と安全作業を考慮しながら検討してまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君） 今、なかなか詳しくお話を聞いたわけなんですけども、ただ、この問題については、町民が、今ここで私も河川に携わった人間なんですけども、今聞いてなるほどなというような感じはします。ただ、一般の人が、ここまで分かるかということになると、なかなか部分がありますので、これらについては、やはり町政だより等で、もう少し町民にきちっとアピールするようなかたちをとるとか、例えば、あそこに分かりやすい量水表なり量水盤を設置して、一目瞭然に町民が避難をできるような状況というものも必要でないかと。確かに防災訓練というのは、いろんな被害を想定してやることなんですけども、被害をそういうことを起こさないというような措置も当然必要だと思いますので、今後、そういう注視しながら、それなりの対応をしていただければと思っております。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） ご指摘の地域住民が不安に感じていることに対して、説明責任をというご提案だと思いますので、その点につきましては、町内会のほうにもこういった状況で、十分こういった基準に基づいてこういう管理をしているということも、例えば町内会の総会等で、機会があればご説明を申し上げたいと、そのように考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 6番・後藤君。

○12番（後藤 勲君） それでは2番目ですけども、いつもお墓の問題だとか、火葬場の問題よく私もやるんですけども、それに飽きずまた出したんですけども、私も正直なところ、この問題については大した関心はなかったんですけども、やはり聞くところによると、何人かの方が、例えば女性ばかりの子どもがいて嫁さんにいってしまうと、標茶から離れると。まして高齢者だけが残ってしまうと。そのことによって5年間しか管理料が払えないというかたちの中で、もう少し永代管理をするというようなことが考えられないかというようなことを聞いたわけなんで、この辺について、例えばこれをやるためにはおそらく条例改正をしなきゃならないだろうと思いますけど、これを改正しながら、永代管理を導入する考えはあるのかないのかお伺いをしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 次に「標茶霊園の永代管理が出来ないか」とのお尋ねについて、お答えをいたします。

標茶霊園は、標茶墓地に隣接して昭和57年に第1期工事、平成5年に第2期工事が完成し、現在、総区画数707区画のうち、平成21年度末で478区画が使用されております。

墓地は、その性格上、世代を越えて引き継がれることから、永続性や非営利性が求められ、地方公共団体や宗教法人等が設置・運営をしております。

本町の墓地及び霊園につきましては、標茶町墓地及び霊園条例により、墓地の使用を希望するものに対し、使用する権利を許可し、使用权は相続により承継できることとなっております。

お尋ねの永代管理が出来ないかのお尋ねであります。民法では、「墳墓の所有権は、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者が承継する。」とされ、「慣習が明らかでないときは、権利を承継すべき者は、家庭裁判所が定める。」ことと規定されていることから、使用权者からの申し出に基づく墓地の永代管理につきましては、地方公共団体の墓地や霊園で行うことは、社会通念上、適当でないものと考えております。

なお、議員ご指摘のように少子化等により墳墓を管理することが困難な場合は、寺院や宗教法人等で墳墓や遺骨の永代管理を行っているところもありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君） 今、お話をいただいたわけなんですけども、例えば毎年、盆、正月それなりに管理人がきちっと整備をされているということ、それはよく見ます。このことについて、この標茶においては、この5年を過ぎた場合、このお墓がこれからどうなっていくのかということがまず心配になるのですけども、ただ、管理をきちっとされていれば、例えば、標茶から離れて何年か後に標茶に来たと。そのときも永代管理料さえ払っておけば安心してきてみれると、拝めるというようなかたちができるんでないかと思いたすけども、これが条例一つ変えることによってできるのであれば、そのような方法が取れる

のかどうなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

先ほどもお答えをいたしましたように、霊園につきましては、土地の使用を希望するものに対して許可をしていくということでございまして、その土地を永久的に行政財産であります町有地を永久的にということは、現在の法律上では困難であるということでございまして、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君） そうすると、今言ったように5年過ぎたお墓については、どうかっこうになるんですか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思います。

条例におきまして、例えば5年を経過しても承継するものがないとき、もしくは使用権者が5年間この条例で定める管理料を納めないとき等々の理由のあるとき、権利の取消しを町長はできることになっております。

○議長（鈴木裕美君） 6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君） 取消しができるということは、結果的にはお墓がなくなってしまうよということなんですか。だから、あとは町は責任を持たないということなんですか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

条例におきましては、使用権者が墓苑等が不用になったときは、その場所を原型に復して返還をしなければならないということになっております。

○議長（鈴木裕美君） 6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君） ということは、今言った永代管理というものについては、基本的に標茶はできないということになるわけですね。土地だけはあるにしても、例えば、除草だとか除雪だとかということについては、これから先も永代管理料を払わない人については、結果的にはそのまま放置されるということになるということなんですか。条例を変えて、それは確かに法律上はこうなっていますということは分かりますけれども、その条例の中でそのことはできないのかと私は聞いているわけなんで、ちょっとその辺お伺いしたいんですけど。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

現在の条例上は困難であるということをご、先ほどから申し上げておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君） だから、現在はできないというのであれば、今後そのような方向

へ向かって条例を変えながら、標茶町としてやっていかんきゃならんというような状況に、あるのかないのかということなんですよね。そういう方向で。確かに今の法律上はこうだよと言われてしまえば、それは何も話す必要はございませんけれども、ただ、やはり町民がそういうふうにして困って標茶からはなれようとしているときに、お墓をどうしたらいいんだろうと、結果的には冬に来てみたら雪のなかに入っていたと。拝むこともできないんでないかというようなときに、そういういくらかの金を払っておくことによって、やはり町民も安全に安心して、標茶に帰ってきてそのことができる。例えば、お寺の場合は、永代供養というものがあって、それなりのことをやってくれますけども、ただ、お墓については、そのことができないということではないですか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

墓地、霊園につきましては、行政財産でございますので、先ほどから申し上げましたように、永代という未来永劫故人に対して貸与するということは、できないということを申し上げているわけでございまして、社会通念上、現在はいろんな時代の変化のなかで、いわゆる葬儀や供養の仕方等々変化していることは、私も十分理解をしておりますけども、現状の条例等につきましては、放棄される遺骨というのは、状況は想定しておりませんで、それは祖先、親含めて、それは子どもが当然弔うものがそれは当たり前だという前提のもので、世の中の仕組みとはなっているわけでございます。そのことはぜひご理解を賜りたいと思います。

したがって、議員がただいまご指摘をされました。たしかに現実的にこういった社会情勢の変化のなかで、放棄された遺骨という問題が社会問題化しているのも事実であります。それをどうやって、供養なり管理するかという問題についていうと、いろいろな考え方があろうかと思っておりますけども、現状においては、永代供養を行なっている寺院なり宗教法人等がございましてということでございまして、ぜひ、そちらのほうに永代供養をお願いする場合は、それは、例えば、私が自分の祖先が遠くにいてなかなか行けないから、永代供養をお願いするといった場合、それはそういった施設をお願いをするというのが、それが、私は当然のことではないのかなと思ってございまして、それを、来れないから行政で面倒をみれということが、果たして社会通念上多くの皆さん方のご理解をいただけるかどうかということに関していいますと、私はいろんなご意見があるんでないのかとそうように考えております。

○議長（鈴木裕美君） 6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君） その墓の管理ということは、先ほどから言っているように、除草だとか除雪だとか、こういうことは町でやっているわけですから、その延長線のなかでそれをやってくれないのか、ということなんですよね。私の言っているのは。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 原則として、土地をお貸しをしているということでございませ

て、通常の管理については当然するわけですが、供養を含めての管理ということになりますと、私どもはやっておりません。それはあくまで個人の実際に行なうものだと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 6番・後藤君。

○6番（後藤 勲君） このことについて、何回もこんなことばかり言ってもしょうがないので、また、いつか機会をみて、またそれなりに私も勉強してまいりますので、とりあえずこれについて終わります。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、6番・後藤君の一般質問を終了いたします。

7番・林君。

○7番（林 博君）（発言席） それでは、私のほうから今後の子育て支援ということで、何点かに絞って質問させていただきたいというふうに思っております。

本町において、過去10年前から現在において世帯数に大きな変化はないものの、残念ながら人口は約1,000名を超える減少となっております。その大きな原因は転入より転出が多い事、これは残念なことに、不況等で働く場所がないということが大きな原因なのかなというふうに思っております。また、不幸にも亡くなられた方より生まれるお子さんのほうが少ないという事が上げられるかというふうに思っております。

平成21年度の全国平均出生率は1.37人となっております。少子高齢化の中、子供の割合や人数の減少が進んでおります。出生率の低い原因には出産や子育て、教育にかかる多額な費用をはじめ、子育て環境の変化など、いろいろな原因があるというふうに思っております。子供の数が少なくなることは保育園や学校の統廃合につながり、地域社会に大きな影響を及ぼすと思われまます。

本町においての今後の子育て支援策について伺いたいと思います。

始めに、日本では出生率が2.08人を下回ると人口が減少すると言われております。本町において出生率はどのようになっているか伺いたいと思います。また、今後の総人口、年代別の推移をどのようにとらえているか伺いたいと思います。

次に、国の緊急少子化対策として、出産育児一時金が4万円現在引き上げられておりますけれども、平成23年3月で終了するのも考慮し、現在行っていております「子育て応援チケット」等を増額するべきと考えるがいかがでしょうか。

また、町独自の少子化対策として、町民が子どもを出産した場合に、新たに出産祝い金を創設し贈呈してはいかがでしょうか。移住促進対策としても効果が期待できると考えますがいかがか。

次に、現在12才まで行っている医療費助成を義務教育の終了するおおむね15才まで引き上げる考えはないでしょうか。また、町内の医療機関を受診した場合には無償として、そのことによって町立病院についての収支の改善につながるとは思いますがいかがでしょうか。

次に、国において、子育て支援の拡充の中で幼保一元化の話題が出ておりますが、本

町においてさくら保育園の建て替えの中で、幼保一元化に対応できる施設を考慮しているとの事ですが、認定こども園のように、幼稚園・保育園の区別なく年齢でクラス編成を行い、保育を行っていくなど先進的な取り組みが実施されてきている中で、どのような保育体系を検討しているのか伺いたいと思います。

また、以前から幼稚園の保護者から大変要望が多いと聞いております延長保育を、新しい施設ができるまで、試行も兼ねて実施することができないか伺いたいと思います。

答弁のほど、よろしく願いいたします。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 7番・林議員の今後の子育て支援についてのお尋ねにお答えをいたします。

本町の人口は、議員ご指摘のように10年前の平成13年3月末には、3,575世帯、9,416人で、本年3月末には3,615世帯、8,441人と、世帯数で40世帯の増、人口で975人の減少となっております。

一点目の本町の出生率ですが、平成13年の合計特殊出生率は1.67で、平成20年度では1.63となっており、全国の1.37、全道の1.19に比較し、高い数値を示しております。

また、今後の年代別人口の推移につきましては、本年3月末と現在策定中の総合計画の平成32年推計値と比較いたしますと、総人口では941人減の7,500人、0歳から14歳までの年少人口では364人減の694人、65歳以上の老年人口で299人増の2,707人、15歳から64歳までの生産年齢人口では876人減の4,099人と想定をしております。

二点目の出産祝い金を創設してはとのお尋ねであります。本町では平成6年度から平成18年まで、産業後継者定住対策として、産業後継者が結婚した場合、結婚祝金として10万円を贈呈していた経過がありますが、対象を後継者に限定していることや経営方式の多様化などから、子育て支援や小子化対策に転換した経過があります。

子育て支援は、社会全体で行われるものと考えており、一時的な金品の贈呈よりも、社会全体や地域での継続的な支援が求められているものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

三点目の12歳から15歳までの医療費助成についてのお尋ねであります。現在、乳幼児等医療給付事業により、就学前児童では入院及び通院を、小学生では入院を対象に医療給付しており、平成22年度の本町の負担は、693万4,000円となっているところであり、小学生の通院、中学生の入院及び通院を助成対象に拡大するためには、概算の推計では、さらに650万円程度の一般財源が必要であります。12歳から15歳までの医療費助成については、非常に厳しい状況にありますことも、ご理解を願いたいと存じます。

また、医療費の無料化により町立病院の収支が改善につながるのではとのお尋ねであります。現状の町立病院の診療体制は、内科、外科、産婦人科の医師4名と、小児科は週1日の診療日であり、医師や医療技術者の確保がなければ、受診者数の増加に対応した診療が困難でありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

四点目のさくら保育園の建て替えに伴う保育体系のお尋ねであります。国は平成25年度から「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」の中で、幼稚園、保育園、認定子ども園の垣根を取り払い、新たな指針に基づき、幼児教育と保育を提供する子ども園に一体化することとし、今臨時国会に法案を提出することとしております。

この新システムでは、保護者の多様なニーズに対応したサービスの提供を目指しており、詳細は明らかにされていませんが、保護者からの要望のある幼児教育と保育のニーズに対応できる保育体系を考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君）（登壇） 引き続き、7番・林議員の教育委員会に関してのご質問であります。幼稚園の延長保育の試行実施について、お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、平成19年度に実施した幼保一元化向けの保護者等アンケート結果では、幼稚園での保育に関する希望項目で「保育時間を長くしてほしい」との回答が38%約四割ありました。

現在計画中のさくら保育園改築に伴っての幼保一体化施設ができるまで、延長保育を試行実施してはどうかのお尋ねであります。ご案内のとおり、現在、本町では幼稚園と保育園それぞれの制度の中で保護者のニーズに対応した機能での役割を果たしているものと考えております。

幼稚園での保育時間を延長した場合には、当然、保育料金の設定も大きく関わり、その設定については、保育園の保育料との関係から十分保護者等にご理解をいただくことが前提と考えております。

保育時間の延長については、国が進めている新たな幼児教育と保育の一体化のシステム整備にあわせ、さくら保育園の改築までに、その保育時間の形態、保育料など保育ニーズを基本に、町長部局と協議して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

7番・林君。

○7番（林 博君） 今、それぞれ答弁をいただきましたけど、出生率については1.67くらいということで、全国平均を上回っているということで、若干安心はしておりますけども、出産祝い金または子育て応援チケットの増額についてですけども、現在検討していないということで、よろしいのかなと思いますけども、最後のほうに私、移住促進ということで提案させていただきましたけども、ほかの町村と比べてやはり標茶は子育てに力を入れているんだという、そういったピーアールがあつては、なおさらいいんではないかと思ったりもするんです。どうしても、全員ということが難しいのであれば、例えば第2子、第3子という、こういうことを言うとちょっと失礼かと思っておりますけども、たくさん産んでいただいた方には、少しでも出すという、最低でもそういうかたちでもできるのではないのかなと思っておりますけども、その辺再度聞きたいのと、医療費の助成の関係ですけ

ども、先ほど医療体制の中で厳しいというような状況だったのかなというふうに受けとめたのですが、だんだん外来患者数が減ってきている状況にあるということ考えた場合、病院の財政が厳しい中で、一般財源からも一応振り替えているということもありますけども、それよりも町民の方々に還元するかたちの中で、町立病院を利用していただくというかたちのほうが、町民の皆さん方にも納得できるのではないのかなというふうに思いますので、その点について再度また聞きたいというふうに思っております。先にその二点伺いたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 一点目の出産祝い金といいますか、子どもさん第2子、第3子とそういった方法があるかと思っておりますけども、ご案内のように国のほうで現在そういった手当については対応しております。今後の状況についてはどうなるか分かりませんが、私は、国は国の考え方として私ども町としては、それよりは子育て支援の必要性というのは十分理解をしております、それをどうやって充実させるかということだと思います、ほとんどの子育てが家庭といいますか、私がお話を伺った感じでは、やはり子育てに対して、いわゆる核家族化とかそういうことの中で、家の中にお年寄りがないという方たちがいて、非常に両親とも若くて子育てに対する不安というもののほうが大きいというぐあいに考えておまして、私はそういった不安に対してどうやって対応していくのか、相談体制の充実というのが必要ではないのかなということで、先般も担当課のほうには、これは病院の問題も含めてですけども、いわゆる24時間で対応できるそういった子育てに関する情報サービスといいますか、そういったものが例えば民間なり公共なりで可能性がないのか検討すべきでないのかなということを示したところであります。やはりこれに関していいますと、やっぱり社会的なニーズというのは、私は非常に大きなものがあるかと思っておりますし、それが全道、本町ではなかなか無理ですけども、例えば広域で対応できる24時間で子育てで、例えば子どもが熱が出ている、泣いている、鼻水垂れている、そういったときどうしましょうかといったときに対応できる、そういった相談体制の充実のほうが、私は子育ての支援として現実的には非常に効果的ではないのかなと、そのように考えております。

それから、医療費の無料化の問題でありますけども、私どもはやはり過去に、老人医療費無料化の際の教訓というものを私どもはもっているわけでありまして、ご案内のように73年の70歳以上無料化、このときに福祉元年ということで、国が大きく舵をきったわけがあります。ところが、これが結果としてどういうことになったのかということになりますと、ご案内のような状況でありまして、確かに負担が重ければ利用を控えるが、軽くなればサービスを受けたいとなると、こういったやはり心情もあるのも私は事実だと思いますし、現実には、また逆の意見として気楽に軽度のときに受診ができれば、健康が維持できて医療費は減ると、そういったご意見もあるわけでありまして。ただ、やはり先ほども申し上げましたように、本町の医療体制というのは、町立病院として最低限の医療体制で運営をして

おりまして、町民の皆さんが安心して暮らしていけるために、なんとしてでもこの体制というものは維持しなければいけない。常勤医の数を増やすことは努力してまいりましたが、なかなかそれは困難であり、ようやく昨年から毎週末の当直医の派遣をいただきまして、常勤医の皆様方の負担軽減にいくらかでもつながっているということでございます。

また、それとお医者さんだけでなく看護師の皆さんの労働環境と、そういったものも私はやはりもっともっと改善をしなければいけない。そういった上で初めて受け入れ態勢を整備した上でのお話ではないのかなと、そのように考えております。

また今回、ヒブワクチンにつきまして、補正提案をさせていただいておりますけれども、これにつきましても、先に議員からご提案いただいたときに、現場の理解それからワクチンの確保等がある程度見通しがなった時点で検討しますということをお答えをしておりますし、今回そういったことで旭川医大の小児科の出張医の医局のほうに、ご理解をいただきましてヒブワクチンについても対応できるということなので、初めて補正提案をさせていただいております。

確かにいろんな意味で、いろんな考え方があろうかと思っておりますけれども、やはり社会的に問題になっておりますコンビニ受診、これもまた非常に大きな問題でありまして、医療現場の疲弊をどうやって防ぐのか、そのことは私は非常に大事なことだと思っております、そういった観点から現状においては困難であるという答弁をさせていただきましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） 7番・林君。

○7番（林 博君） ちょっと私の考え方と若干違うので、平行線になってしまうのかなというふうに思っているんですけども、やっぱり町民に少しでも還元するということも必要だろうというふうに思いますし、少しでも住みやすい町だなというふうに思っていただけ、せめて子どもたちだけでもそういう発想をしていただけたということは、大事じゃないのかということでもちょっと私は考えているんですけども。

あと、医療関係、病院の事務長が来ておられますので、体制というのは十分理解しているんだと思っておりますけれども、先ほど私言ったとおり、患者数も減っているという状況を考えたときに、本当にこのままでいいのだろうかということは考えられると思うんですよ。これは多分平行線ですので、これ以上聞きませんが。

先ほどの保育園の幼保一元化の中で、ちょっとおおざっぱな説明だったのかなというふうに思うんですけども、具体的に施設の中がどうかたちになっていくのかという、もし今、発想といいますか考え方があれば、もうちょっと具体的に説明していただければなと思います。なければないでかまいませんけれども、現段階で、もしそういう具体的にもうちょっと詳しくあるのであれば、なんかちょっとおおざっぱだったような気がするんですね。実際に施設に入ったときに子どもたちがどうかたちになっていくのかということが。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

国のほうも基本的な考え方ということをご提案しているだけでありまして、具体的な内容等についてまだ詳細については知らされておられませんけれども、やはり議員が先ほどからずっとご提案をしているように、子育てを社会全体で支援していなければいけない。そういった方向の中で現状にいろいろな隘路があってできない。それをどうやって解決していくのかという中で一元化という問題が出てきているということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

具体的なものについて、もし担当のほうからありましたら。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君。

○住民課長（妹尾昌之君） 具体的な配置ということですが、現在、町長の答弁でも申し上げましたように、法案がこれから国会に提出されるということです。ただ、国としては現在の保育施設基準みたいな部屋等につきましても、地域の実情に合わせて市町村の裁量権を入れるという考え方までは示しておりますけれども、具体的にはまだ示されていないという状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 7番・林君。

○7番（林 博君） これからいろいろと内容的に検討していくんだらうと思いますけれども、十二分に地域住民また保護者の皆さん方と検討重ねて、地域に密着した施設運営等について図っていただければなと思っております。

最後に延長保育についてですけれども、今教育長の方からご答弁いただきましたけれども、今保護者の皆さん方、例えば釧路等の病院行った場合、なかなか1時までですか今は、帰ってくるということは厳しいと思うんですね。そういった場合、若干の預かりといいますか、いいような話も聞いているんですけども、なかなかそうはいつでも2時、3時までというふうにはなっていないというふうに私聞いているんですけども。そういった場合について、対応するということについては、伺うところによりますと、一時保育というかたちで保育園のほうに預けてくださいという、そういうシステムがありますというようなことでございますけれども、わざわざ幼稚園から保育園まで行って、見慣れない子どもたちと一日を過ごさなきゃならないというような状況を、わざわざ作る必要もないのではないかなと思うんですね。そのまま若干2・3時間みていただければありがたい話であって、毎日といわなくても、そういった保護者の方が特別の場合だけでもちょっと検討するべきじゃないかなと思っているんです。私立、私設の幼稚園については当然早朝保育、お残り保育というのはやっているわけですけども、公設でもやってきているところは増えているというような状況を聞いているのですけれども、再度、延長保育といいますか、その辺について答弁いただきたいと思うのですけれどもいかがでしょうか。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたとおり、幼稚園と保育園のそれぞれ目的が違うんですね。それに

基づいてそれぞれ設置しておりますから、例えば、保育にかける場合については保育園に
というかたちになりますし、幼稚園というのは幼稚園の教育を行なうためということで、
基本的には1日4時間を基準とするというかたちになっております。これはどういう意味
かと申しますと、やっぱり幼児に対して基本的には保護者と過ごすのが一番なんですけど
も、ただ、例えば集団生活ですとか、これから生きる力の基本を培っていくために集団生
活をさせていくということで、そういった体に、心身ともにですけども、長時間にわたっ
て離れるということはそういうことで、負担がかかるということになりますから、それで
4時間以上は基本的にはだめですよということで、幼稚園教育においてはそれで物事を進
めています。ただ、うちの場合は実数4時間30分ですか、それと突発的にどうしてもこれ
ないという場合には、連続でなくて突発的な場合については、それなりの弾力的に対応を
しておりますから、例えば、完全に何時間も迎えにこれないというのであれば、やはり保
育所の方で一時預かりというかたちもありますから、その辺はそういった方法で利用して
いただくということでご理解をいただければというふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 7番・林君。

○7番（林 博君） それは行政サイドの考え方になってしまうと思うんですよね。ど
うしてもね。保護者の立場から考えたときに、わざわざなぜそこまでして保育園に申請し
なくても、ちょっと見てもらえればありがたい話ではないかと。私は町民感覚といいます
か、お話をさせていただいているんですけども。ただ、教育長言うとおりの、それぞれ保
育園と幼稚園のもともとの基本的な考え方が違うということは、私も承知しているところな
んですけども、その辺がちょっと分かるんですけども、町民に優しい行政ということで、
なんとかその辺を、そうですね、弾力的な運営、よく町長もだめだめでなくて、いろん
な方向性から探れということ、昔から言っていたような気がしますので、ぜひ、もうちょ
っと検討していただければなというふうに思っているんですけども、ちょっと、現段階で
は返答してもらえないと思うんですけど。

最後、一点だけ聞きたいんですけども、保育園は保育料というものがありますし、幼
稚園は保育料というかたちですけども、一律6,000円というかたちになっていますよね。
保育料は段階的に値上がりしたり、いろんなあれがあるんですけども、幼稚園については
ないですよね。一律6,000円というかたちで。これはいわゆる皆さん方がどういう金額、
高いのか安いのかちょっとわからないんですけども、この辺、どうなってくるのかなとい
うこと、不安になってくると思うんですが、幼保一元化になってきた場合にね。その辺で
標準の6,000円というその定額の料金設定は、どういうふうになるかというのが、もし、
現段階で説明していただければありがたいなと思うのですが。

○議長（鈴木裕美君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） 6,000円につきましては、過去に消費税の関係もありまして、
その時点で値上げしているんですね。6,000円に設定をしているということは、管内とか
全道的な状況を把握して、突出した高いとかあるいは逆に低いとか、そういった状況には

一般的には理解を得られませんから、全道平均、若干下回って程度の料金設定だということ。ただ、幼保一元化になった場合の料金設定については、これは国の基本的な考え方も出てきますから、それにまるっきり逆行するようなかたちには、なかなかないから、それに準じるようなかたちになるのかなと思うんですけども、現時点では内容がまるっきり分からない状態ですので、これから検討してまいりたいというのが、答えをしておりますので、ご理解をしていただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、7番・林君の一般質問を終了します。

続いて、11番・深見君。

○11番（深見 迪君）（発言席） 大きく二点に分けて質問したいと思います。

聞いていましたら、林議員の質問が私のと似ている部分が結構あります。できるだけ重複しないように質問したいと思いますので、町長のご答弁も重複するような答弁でなくて、新たな視点での答弁をお願いしたいなというふうに思います。

さて、一点目であります。普通交付税、大きく増額いたしました。今の政府が変わったという、一つの表れかなと。前政権のときには、削りに削って、地方を疲弊させた、これがほんのちょっとだけ舵が、地方の方に向いてきたかなと思うんでこの点についてまず、一括して質問したいというふうに思っています。

この7月末に、今年度の普通交付税額と準交付税ともいえる臨時財政対策債が決定されましたが、標茶町の決定額をみると、普通交付税では、今年度当初予算と6月補正の合計の町の見積もりから約6億5,000万円ほど増えています。また、21年度からの比較でも普通交付税と臨時財政対策債の合計は約1億9,000万円の増額となっています。

また、先ごろ発表された政府の23年度、来年度の概算要求でもこの地方交付税の額は約17兆5,000億円とはじき出されていて、この通り決まるかどうかは別として、若干今年度より上回る額になっていることから、この増額は、今年度限りの増額ではないというふうに思います。

それでまずはじめに伺いますが、この増額を町長はどう評価されているかご所見を伺いたいと思います。

私は、この交付税の増額分を活用して、以下の施策等を講じて住民サービスのより一層の向上と地元商工業者の活性を図るべきと考えているのですが、以下、一括して質問いたしますのでご所見を伺います。

まず第一点目ですが、住宅リフォーム(持ち家)助成制度創設についてですが、私は昨年の9月議会でもこの問題を提案し、町長と議論いたしました。その時点からさらにこの制度を創設している自治体はかなり増えてきているんですね。具体的には昨年の質問時から比べても道内でも約1.5倍、24市町村が実施に踏み切っています。秋田県のように県で実施しているところもありますが、全国では、今年の4月の段階で30都道府県内の154自治体で実施していると聞いています。

このように住宅リフォーム制度は、小さな助成で大きな経済効果になり、その経済波

及効果は全国、全道の例で実証済みであるというふうに思います。

住宅リフォーム助成制度の創設で、住みよい住環境の整備と確保、住宅関連業者の仕事と雇用の確保、さらには、地元での資材調達など地域経済活性化を進めるべきと考えますがいかがでしょうか。

二点目ですが、町道の状態が悪いところが最近多く見られます。大雨のときや春先の水はけの悪いところ、亀裂や穴のあいている車等の通行に不便をきたしている所など各所に見られます。町でも点検し順次整備をしていると考えますが、これをさらに拡充して町道整備で仕事を増やし、住民生活の向上を図ってはいかがでしょうか。まず、第一点目は。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 11番・深見議員の「普通交付税増額の活用で住民サービスの向上を」とのご質問にお答えをいたします。

まず、地方交付税の増額に対する評価についてのお尋ねについてであります。前段、議員ご指摘にあります平成22年度の普通交付税並びに臨時財政対策債の額につきましての現状をご説明申し上げますが、普通交付税は44億9,646万1,000円、臨時財政対策債につきましては4億1,261万1,000円となっております。対前年比では議員ご指摘のとおり総額では1億9,163万9,000円の増となっております。

また、国の平成23年度の概算要求につきましては、地方特例交付金を含めた一般会計からの繰入合計は、議員ご指摘にありますように約17兆5,000億となっておりますが、普通交付税の出口ベースで申し上げますと、16兆8,605億円であり、対前年比330億円の減額となっております。

本来の国税5税（所得税、酒税、法人税、消費税、たばこ税）の法定率分は約9兆9,000億円であり、法定加算、別枠加算、交付税率の引き上げ等の加算により、ほぼ前年度並みの額となっております。

これら増額についての評価とお尋ねであります。三位一体改革で削減された地方交付税を復元するとともに、地域経済を活性化し、元気な日本を図るとの観点で別枠加算を行うなどの姿勢は歓迎するものであり、引き続きこれらの状況が維持され、更に好転することを願うところであります。

ただし、概算要求にあたりましては、あくまで仮置き係数であり、今後の経済情勢の推移、税制改正の内容、国の予算編成の動向等を踏まえ調整することとしており、楽観はできないものと考えております。

次に、交付税の増額分を活用し住民サービスの向上と地元商工業の活性化を図るべきとする二点のお尋ねにお答えいたします。

一点目の、住宅リフォーム助成制度の拡充で住環境整備と確保、さらに地域経済活性化を図るべきとお尋ねについてであります。昨年の9月以降、各自治体での動きはご指摘のとおりかと思っておりますが、住宅リフォームに対しましては昨年9月に答弁しておりますとおり、現在実施いたしております。いわゆる高齢者や弱者への助成制度を基本とし、

単にグレードアップを含む、おおくくりでのリフォームに、町単独の助成制度を拡充することは、個人資産への行政介入がどこまで許容されるのか、限られた持ち家所持者に対する施策が多くの方の皆様の支持が得られるのか疑問であり、困難と考えております。

地域経済対策につきましては議員同様、私も常々腐心しているところでありまして、これまで現下の町内経済を考慮し学校を始めとする公共施設の耐震化事業等を含め工事発注を行なっているところをご案内のとおりでありますし、町内での資材調達の要請や事業者への発注に努力していることで、ご理解をお願い申し上げます。

次に二点目の町道の維持補修や整備についてでございますが、これまでも緊急性を考慮しながら補正予算においても対応しており、他町村に引けをとっていない事業費用となっているものと認識をしております。

今後も町総体の予算執行と計画的事業実施を念頭におき、地域要望や緊急性に配慮しながら事業を行ない、住民生活の向上を図ってまいりたいと考えておりますのでご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば、許します。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 聞く限りでは昨年の町長の考え方、住宅リフォーム制度についての考え方はあまり変わっていないなど。それはそれで町長のお考えですからいいかと思うのですが、しかし、その根拠が個人への支援が住民の理解を得られるのかどうなのか、個人財産への支援ということですね。これはさまざまな形で町が、その対象によっては、個人への支援になっているような支援策というのはあるわけで、今回私が提案したのは、北海道の、道内の助成率や助成上限額というのは、道もこれ、取り組んでいることなんですよね。同時に、地域の経済波及効果、地域活性化という点では、それぞれの地域で、さまざまな具体的な事例が出てきているんです。ほぼ、これは助成した金額の10倍から20倍くらいの経済波及効果が出ているという報告が行われています。

それで、先ほどの道議会の中で、道の山田住宅局長の答弁なんですけれども、住宅リフォーム(持ち家)助成制度の実績ということで答弁しているんです。「道は、昨年12月の道議会で、リフォーム工事に助成する市町村に対し補助する、国の地域住宅交付金制度の積極的な活用を促していくと述べ、消費者が安心してリフォームを行えるよう、今年の3月から道独自にリフォーム事業者の登録制度を創設し情報提供を開始した」というふうに答えているんですよ。

道側がリフォーム助成による経済効果で、例えば岩見沢市、これは先駆的な実施市なんですけど、ここの実績としては、補助額5,200万円で工事費総額は6億円にもなっていると。そういう点では、各地の例を見ますと10倍20倍の経済効果があって、それはまた地域の活性化につながるものであって、その点では住民の理解を十分得られる内容だと。そして、標茶町のように小さな改修工事を本当に当てにしている中小の業者の方々が、この点では活性化を行っていくという点では、非常に待ち望んでいる制度ではないかというふう

に思うんですが、そういう各地の成果と考え方について今述べたわけですが、その点を含めて、もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

私はあの昨年の議員の同様の質問のときに、町内業者に限っての経済対策という具合の趣旨だと私は理解しておりましたので、今回もそういった趣旨でご答弁をさせていただきました。

先ほど議員が道の事例について私も十分理解をしておりますけども、道がリフォーム全体に対して業者を、道内全体の業者のリフォームに対して支援するということと、本町が町内業者に限って町単独の支援をするということは、これはかなり状況が違うのではないのかと。その時も答弁申し上げましたけども、国、道がリフォームに対して経済対策として支援することに対しては、私はそれも賛成であり、積極的にすべきである。ただ、町に限られた単独の財源でもって町内業者に限って、限られた人たちに対してリフォームに対して支援することに関していうと、町民の多くの皆様のその対象にならない多くの皆様のご理解を得られるかについては、私は疑問であり、これについては出来ないということを申し上げたわけですので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 例えばGOGOチャレンジショップだって、町内で出店する際に限っているわけでしょう。その町内の業者に限っての利用というのは、各全国の市町村見てきたんですけど、町内に限って利用する場合と、町外に委託した場合と助成金額を変えるところは少しはあるんですよ。けどほとんどは、市内とか町内の業者です。これは当たり前じゃないですか。今、標茶町の中小業者が本当に活性化を望んでいるという、ギリギリの瀬戸際のところもあるわけですよ。町内の業者を応援しようと、そのために、町のお金を使って行おうということは、町民は当たり前の考え方として、その辺が町長と認識が違うのかなと思うんですけども。町民の声は、この点についていえば、いろんな点でも町としても、例えば学校のいろんな備品を購入するとか、あるいは消耗品を購入する際、町内の業者から購入しましょうとか、やっているじゃないですか。だから、町が町内の業者を本当に下支えするために、こういうリフォームの助成制度を行うということは、私は何ら問題ないのではないかと。町内に限って行うからこそ、町内の中小業者の活性化につながるんであって、なんでそういうことをしないのかと。前回も行ったような町内のプレミアム付商品券、あれだって町内でしょう。町内で買うことを条件としているわけでしょう。おかしいじゃないですか。だから、今標茶町の中小業者の現状がどうなっているかということ僕をあくまでも押さえたうえで、それは全道どこだってそうなんですよ。今、全国どこでも似たようなところがあるんですよ。あれだけね、削られたわけですから、予算が。だからそういう点では、町長の言う、町内に限ってというのは不公平感が多いのではないかということについては、異論があるんですけども、そういう点どうですか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） この問題につきましては、昨年も申し上げましたように、現実の受注動向をある程度抑えた上で自分の家を、新築された場合と改築の場合に、例えば、町外業者に新築いただいた場合に、リフォームのときは町内業者にお願いするという発想になるのか、いわゆるリフォーム助成制度があるからなるのか、やはり自分の財産であるからやはり建ててくれた方にリフォームをして、お願いしたいということになるのが私は大半ではないのかと思います。そういった意味で町内業者に限定した場合に、受益者が非常に限定されますよ。それと持ち家を持っていない人たちが果たしてそのことに対して、これは前回も申し上げましたけども、私はどれだけ快適な環境に住むかというのは、これは下世話な言い方かもしれませんが、自分の稼ぎと相談して私は自分の責任においてやるべきものだと思いますし、いわゆる高齢者であるとか、障害者であるとか社会的な弱者に対する支援制度については、リフォーム制度については町は実施しておりますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。そこら辺については多分議員と色々な考え方が違うということに対して言いますと私もこの考え方について言いますと、私は多分多くの町民の皆さん方は議員のご提案をされたような、いわゆるそういったリフォームに対する町の助成に対して本当に賛成するかどうかについては、私は疑問であるとそのように考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

（「業者の立場のこと」と言う声あり）

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

町内の経済動向、いわゆる雇用状況については、私どもはできるだけ、いわゆる知恵を集めて今までも対応してまいったつもりであります。今年につきましても先ほども申しましたように、いろいろな建築工事、耐震等々も含めて、できるだけ発注をさせていただきますし、いわゆる公共工事の町内に限っての指名業者ですか、についてはそれは当然のことだと思っておりますので、何とかそういった意味で、一般競争入札ということではなくて指名登録によって町内発注を心がけておりますので、ぜひ、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 休憩いたします。

休憩 午前 11時47分

再開 午後 1時00分

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員会委員長・小野寺君。

○議会運営委員会委員長（小野寺典男君） 先ほど議運での所管事務調査報告の中で、後ほど報告をすると言いました栗山町の議員定数の経過でございますけれども、平成15年5月1日から19年4月30日が18名、その前は20名、その前が22名、そして19年の5月1日か

ら13名ということでございます。

○議長（鈴木裕美君） 一般質問を続行いたします。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君）（発言席） それでは、先ほどに引き続き質問を続けたいと思います。

基本的には、次期町長選立起にあたって、6月に決意表明されました町長の町政施策への考え方を伺いたいと思います。

第2回定例議会で町長は、次期町長選立候補の決意を表明しました。その中で、町長は、「町民が日々の暮らしに喜びや幸せを感じることができ、住んでいて良かった、これからも住み続けていきたいと思える町を目指す」と述べました。

そこで、町長選まであと1カ月に迫った今、何点かに絞って基本的な考えを伺います。これも一括して伺います。

まず第一点ですが、政府は6月25日、市町村が責任を負っている現行の保育制度を解体する、子ども・子育て新システムの基本制度案の要綱を決定しました。標茶町では当面する保育問題を抱え、議論を進めていかなければならない状況にありますが、この要綱案は今まで定められていた保育所設置基準や保育行政の市町村の責任が大きく後退をする内容になっています。この点は、少子化時代のさまざまな課題に直面している重要な局面に公が現場から手を引くようなこの要綱案について、非常に不安と危険を感じるのですが、町長のご所見を伺います。

要綱案は出されましたが、町長は、町がこれまで作り上げてきた保育行政の成果を後退させることなく、一層充実させるよう努力すべきと考えますがいかがですか。

また、高い保育料が生活を圧迫している現実があり、子育て中の若い親のみなさんや保護者のみなさんが悲鳴を上げていますが、子育て政策の重点として保育料の抜本的な改定、値下げを考えるべき時期に来ていると考えますがいかがですか。

二点目に障がい児、障がい者への施策の充実をさらに図るべきと考えますが町長のお考えを伺います。

具体的には障がい児の通う児童サービス等への支援、健常児と同じ生活ができるような登下校の見守り支援や、障がい者が施設等で働いた給料への暮らしていける給料の支援、さらにはそこで働く介護者や支援者の暮らしていける給料の保障などに対して、積極的な支援を行うべきと考えますがいかがですか。

三点目ですが、先ほど林議員もこの内容で、まったく一緒ではありませんが質問されました。その中で町長はコンビニ受診や、病院で働くお医者さんや看護師さんたちの疲弊の問題をあげました。確かに現実はそうだと思います。それはストレートにそれをつなげるのではなくて町民運動によってそれは十分乗り越えられるということを前提にして伺いたいというふうに思います。

道内でも高校生まで医療費無料化をしている自治体はいくつかありますが、無料化を

実施している自治体はその利点として、軽症受診になり、結果として医療費の抑制につながっていることや、無料化した分を商品券等に還元した取り組みで購買力も増やしていくなどをあげています。無料化によって患者さんが増えるのではなくてむしろ、逆に医療費削減、こういう方向に向かっているというような実績を上げています。

なによりもこの町に生まれてきてよかった、住んでいてよかったと言える町、少子化を食い止めるまちづくりのためにも標茶町でも小中学生の医療費無料化実施に踏み切る時期に来ているのではないかと考えますがいかがですか。ちなみに平成19年の6月議会で私は同趣旨の質問をいたしました。その時に試算された答弁では、3,200万円ほどの一般財源で小学校、中学校の医療費の無料化は実現できると、私流に言わせれば、いうようなご答弁でありました。そういう財政的な裏付けも考えまして、ぜひ、三点目の医療費無料化についてもご答弁願いたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 続きまして、11番・深見議員の質問に引き続きお答えをいたします。

「次期町長選立起に当って町長の町政施策への考え方を聞く」とのお尋ねにお答えをいたします。

最初に、子ども・子育て新システムの基本制度案要綱についてであります。子ども・子育て新システムの基本制度案要綱は、平成22年6月25日、子ども・子育て新システム検討会議が決定したところであります。近年の少子化、合計特殊出生率の低下及び女性の就業率の増加に伴う待機児童の増大など、これまでの、児童福祉法や次世代育成支援対策法等に基づく少子化対策を一元的に推進するための施策と認識をしております。

新システムでは、政府の推進体制・財源の一元化、社会全体による費用負担、市町村の裁量の重視、幼稚園・保育園の一元化、多様な保育サービスの提供及びワーク・ライフ・バランスの実現を目指しております。

本町の現状と課題に照らし合わせてみますと、サービスのメニューや給付を市町村の実情に合わせて選択できることや、就学前児童の幼児教育を保育園で「こども園」として一体化できるなど、広大な行政区域に、幼稚園1カ所、常設保育所5カ所、へき地保育所3カ所を開設している本町にとって、保育に欠ける児童だけでなく、就学前教育を望む保護者のニーズに応えられる半面、その実現に向けて国の恒久的財源の確保、推進体制やサービス給付の利用者負担が不透明なことなど、新システム全体を評価できる現状にありませんことをご理解を賜りたいと存じます。

次に、保育料の抜本的な改定、値下げを考える時期とお尋ねであります。本町の保育料は、国の徴収基準を2年遅れで実施するなど、これまでも、保護者の負担軽減に努めてきたところであります。現在の保育料は所得階層に応じた保育料で、前段に申しあげました子ども・子育て新システムでのサービス給付費や利用者負担が明らかでないこと

から、明確になった時点で、現在の保育料とも比較しながら、新システムでの保育料を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、障がい児、障がい者への施策の充実をさらに図るべきとのお尋ねにお答えをいたします。

本町の障がい児、障がい者施策は、第二期標茶町障がい者保健福祉計画に基づき推進しているところでありますが、障害者自立支援法施行以来、本町では地域活動支援センターの設置、小規模授産施設から就労支援継続事業所への移行、児童デイサービスや障がい者グループホームの設置など、障害福祉サービスの充実が図られてきたところであります。

始めに、児童デイサービスへの支援と登下校の見守り支援であります。児童デイサービスに通所している児童の夏休みや冬休み等の長期休暇時の通所支援を昨年度から実施しておりますが、登下校の見守り支援につきましては、障がい児だけでなく、健常児とともに見守り支援が行われるべきものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に障がい者が働いた給料への支援であります。障がい者が自立した生活を送るためにも、就労場所の確保や作業工賃の向上が求められていますが、本町においては、就労場所の確保が最大の課題であると認識をしております。

また、障がい者の就労場所確保につきましては、町といたしましても育成牧場などを確保するなど、今後とも、関係機関、関係団体とも連携し、就労場所の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に障害福祉サービス事業所で働く介護者従事者等への給料の保証であります。本来、サービス事業所に働く介護従事者等の給料は、サービス給付費で賄われるものであり、昨年度は介護報酬の引上げや介護職員処遇改善交付金などにより、改善される傾向にあることから、今後とも、介護者従事者等の処遇改善につきましては、関係機関に要請してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、小中学生の医療費無料化実施のお尋ねにお答えをいたします。

現在本町では、北海道医療給付事業による乳幼児等やひとり親家庭等に対する医療費助成を行っていますが、町単独施策としては、乳幼児等医療給付で、所得制限をつけないで実施しているところであります。

道内で乳幼児等医療給付事業と並行して市町村独自の施策を拡大している市町村は、所得制限の無しが52市町村、給付対象を小学生低学年の通院給付が45市町村、小学生高学年の通院給付が44市町村、中学生の通院給付が26市町村、入院給付が35市町村となっております。

議員のご提案は真摯に受け止めますが、先ほど、林議員の質問にもお答えいたしましたように、町立病院の診療体制の充実が重要であると考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば、許します。

11番・深見君。

○11番（深見 迪君） 終わります。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、11番・深見君の一般質問を終わります。

続いて、15番・平川君。

○15番（平川昌昭君）（発言席） 先に通告を2件ほどしておりますので、お尋ねをしたいと思います。

まず、1件目につきましては、1期4年間に於ける施策の達成度と次期立起に向けて示す公約についてご質問いたします。

先の議会におきまして、2期目に向けて立起表明することを決意されましたが、1期目町長に就任後の平成18年第4回定例議会で、町政運営に対する所信と基本的な考え方について述べており、その基本政策は行政改革の推進など5項目を掲げられ、具体的な施策については年度当初の執行方針で提示されてきました。その後、日本の政治が政権交代となり地方自治体といたしましても、予算や施策の仕組みが大きく変動してきた状況でもありますが、町政運営4年間の施策における達成度についてどの程度実現し、また、何が実現できなかったのか、個別施策のその理由や問題点について現時点でどの様な所見を持っておられるのか伺いたいと思います。

一方、社会経済状況が大きく変動し、地方自治体を取り巻く行政環境も厳しさを増すものと思いますが、次期立候補に向けて示す具体的な公約について、基本政策・施策について伺いたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 15番・平川議員の「1期4年間に於ける施策の達成度と次期立起に向けて示す公約について」とのご質問にお答えをいたします。

今多くの国民にとって最大の関心事は、午後の民主党総裁選であろうと思います。その結果どちらが選ばれても、来年もまた、5年連続になります。新しい総理とともに新年を迎えることになります。この事実だけが象徴している訳ではありませんが、この間の社会経済状況の変化は、まさに激動の繰り返しであり、私達の日々の暮らしが、もはやグローバル化の影響から逃れられない現実と、資源や食料までも外国に依存しての豊かさが、如何にもろく、危ういものかを痛感させられてきました。そして同時に、記憶に新しい昨年のパンデミックに至った新型インフルエンザ、今年の口蹄疫、最近の院内感染を引き起している多剤耐性菌と次々に発生する感染症からも、人や物が出入りするということは、病気や犯罪も出入りするという当たり前の現実を改めて確認させられ、ヒステリックな侵入防止対策だけでなく、感染症の存在を前提とした全体的な対策の整備が急がれていると思います。

1期4年間、私は町政執行の基本的姿勢として、本町が築き上げてきた町づくりの方針を継承し、私自身も職員として策定に関わった総合計画に基づく施策の実施に取り組むことをお約束し、スタートをいたしました。

余りの目まぐるしい激変に平行感覚を失いそうになりそうな状況下ではありましたが、

町民の命と財産を守り、より安全な、より便利な、より快適な暮らしを目指して、皆様のご理解とご支援をいただきながら、役場職員一丸となって、直面する課題の解決に取り組んでまいりました。

結果として、取り組んできた施策の選択につきましては、激動を続ける社会経済情勢、とりわけ、その影響を色濃く受けた町内の景気と雇用動向への対応を最優先に、職員の英知を集め、迅速な且つ適切な対策を実施すべく、決断をして参りましたので、優先順位は多少前後したかもしれませんが、程度としての濃淡や規模の大小はあったかと思えます。

お尋ねの施策の達成度についてであります。私が掲げさせていただきました基本政策につきましては、数値的な目標ではありませんし、なにをもって実現したと判断するのか、多様なご意見があろうと存じますし、なにより、これでいい、充分だという判断をすることが適切なのか、どうかについては、極めて困難であることもご理解賜りたいと存じます。

先ほども申し上げましたように、政策のほとんどは従前からの継承であり、既に高い評価をいただいております。継続していくことが求められているものもあれば、緒に就いたばかりで、これから更に拡大・充実を図らなければならないものもあります。重要なのは、この基本方針を堅持しながら、時代の要請や後代への財政負担に対する見通しも判断基準として、施策の前進、充実に向けて、より賢明な選択肢を模索していくことだと考えております。

私は、施策の展開に当たっては、私たちが今直面をしている、地球温暖化が要因とされている気候変動、暮らしの隅々まで波及してしまったグローバル化、そして人口減少下での少子高齢化という現実に対し、真摯に向き合い、そのことがもたらす私たちの暮らしの変化に、どう適切に対応していくのかが、求められているものだと考えています。

次期に向けての基本政策・施策はとのお尋ねであります。議員ご指摘のように、昨年の政権交代以降、依然として未知との遭遇による混迷が続いており、我が国が何処へ向かおうとしているのか、未だ明確に指し示されてこない中ですので、現時点においては、本町の将来展望を描く選択肢は限定的にならざるを得ません。

そんな状況下で、恵まれた自然に感謝し、酪農・畜産を基幹とする産業振興と町民の暮らしをより安全に、より便利に、より快適にとの従来からの方針を、大きく変化させるものではありませんが、より消費者の理解を得られる、生産者みずからの取り組みを支援し、生産者と消費者の信頼関係の上に、安定的な再生産体制の確立を推進してまいりたいと考えています。

重点政策としては相互に関連はございますが、五点に分けて掲げさせていただきます。

一点目は行財政改革でありまして、従来の政策に加え、地方分権時代における、自律した地域主権型社会への転換に向けて、事業官庁から政策官庁への脱皮を図ることに最優先で取り組んで参りたいと存じますし、公共施設の老朽化と将来を冷静に見据えた広域連

携・協力の可能性についても取り組みを強化したいと考えています。

二点目の教育については、子育て支援との一体的な取り組みが求められており、地域全体で支援する環境づくりの更なる充実を図って参りたいと考えていますし、学校給食での地元産牛乳の利用についても、実現に向けての取り組みを本格化させて参ります。また、幼小中そして地域に根ざした特徴的な教育実践活動を展開する高校や、さらには、大学との有機的な連携の可能性についても、実現にむけて取り組んで参ります。

三点目の福祉・医療については、従来の方針を堅持・充実を図って参りますとともに、相談体制や医療・介護現場の働く環境の改善に取り組み、健康で安心して暮らしていける町づくりの前進を目指します。

四点目の生活・環境については、再生可能エネルギーや更なるゴミの減量化、リサイクル化の取り組みを初め、釧路湿原の44.6%と3河川の上流部を預かる町として、これまで育んできた自然との共生、環境保全、生物多様性を守る取り組みの一層の前進を図って参ります。

五点目の産業振興については、基幹産業である酪農を初めとする第一次産業の振興が最重要であります。

そのためにも、より効率的な生産向上の推進や標茶産のブランド化、6次産業化が急がれており、すでに始動している生産者の意欲的な取り組みが本格的に加速を始めておりますので、引き続き、情報の提供や支援の強化を図って参りたいと思いますし、また、時代に乗り遅れないよう、新たな観光ニーズに対する取り組みの具体化に向けても、商工業者や生産者との一層の連携により、施策の推進を図って参ります。

以上、基本的な考え方について述べさせていただきますが、先の定例会に於いて、伊藤議員からのご質問にもお答えしましたように、私は町づくりの主役は町民の皆様だと考えています。

町民のふるさとへの熱い思いを一つでも多く、実現できるよう職員一丸となって取り組んで参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 1期目の4年間、まだ任期は残されておりますけども、前町長の後を引き継いでの基本政策ということは常々伺っておりましたので、それについては各位の評価もあろうかと思えます。ただ、基幹産業の農業を軸にして、商工業や観光と連携をしていくということは、常々1期目の中で申し上げておりましたし、また同時に、町長の施政の中では、特に高齢者の方々や年配の方々に生きがいをもって働く場所の提供と申しますか、支援をということの時折聞きまして、その中で、特に次期に向けて、そういったことを、今、五点ほど行財政改革含めて申し上げましたが、そこに入るとすれば、その部分はどの分野にされていくのか、もちろん福祉と医療というものを取り組んでおりますけども、特に対策としての考えはございますか。支援に向けですね。立起に向けてですね。

それから、常々、産業建設委員会の報告でもございましたけども、標茶ブランドと、牛乳の給食等々につきましては、実現に向けて支援ということは今の中では答えておりますけども、実際的に実現ということは、ボトム型ではなくてリーダーシップをとって、町が乗り出していくんだということを受け取ってよろしいかなと思います。その点、まずお聞きをしておきたいと思います。

それから、前後しますが、1期4年間、先ほども申しましたけども、残されたとはいえ、評価という点では、みずからどのように思っているか、この機会ですでお聞きしておきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

高齢者への雇用確保がどの中でというご質問だったかと思っておりますけども、私冒頭申し上げましたように、私たちは三つの現実と直面をしております。いわゆる地球温暖化であり、グローバル化であり、少子高齢化であると。その対策を町全体で考えているなかで、雇用であるとかそういった機会がいろんな場面において、私は想定されるものであると、そのように考えておまして、特に重点施策ということで、今五点に絞っていきまされたけども、その中でどれについてということは考えておりません。当然実際に冬期間の雇用であるとかで考えたときに、例えば環境の問題であるとか、そういった中で当然出てくるということで、基本的なスタンスの中で、出てくるのではないのかなと思っております。

それから、ブランド化ということに関して、私もずっと常々こういったことが必要ということも申し上げてきました。ただ、それは同時に、私申し上げましたように、生産者の方がみずから自分の製品をどう売っていくかということも消費者にきちんと伝えていくことが何より重要であると、そのことは常に申し上げてきたと思います。そういった中で、標茶の中ではすでに何人かの方が、自分自身のご努力によりブランド化というものに対して取り組まれており、それに対して町としても非常に評価をしていると。12日の産業まつりの中でも、牛肉のブランドと申しますか、もうすでに多分あれはもうブランドとして認知されているのではないかと思います。ああいった運動が出てきているということに対しては、これからもそういった意味で支援を続けてまいりたいというぐあいに考えております。

それから、1期4年の評価について、自分でどう考えているのかということでもありますけども、私自身も正直に申し上げまして、いわゆる直面する課題の解決に全力で取り組んでまいったという思いだけでございまして、そのことが十分であったかなかったかについては、それは私自身が評価するものでなく、町民の皆様が評価するものだとそのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） では次に、2件目について伺います。

「中小企業振興基本条例」の制定で地域の中小企業の発展をということでございます

が、地域産業の振興につきましては、公共事業や公共投資による経済政策が、国や地方の財政悪化に伴い多くの産業が極めて厳しい経営環境にあり、今や地域は自立経済の転換へと大きく変化しつつあると思われまます。釧根の経済状況につきましては、本年7月の釧路財務事務所が発表した実態につきましても、有効求人倍率は0.35倍となっており、公共事業は前年比マイナス18.1%、住宅着工ではマイナス27.8%などの指標は前年を下回り景気の低迷が長期化をしております。このような現状の中で、平成11年に改正された「中小企業基本法」におきましては、地方公共団体として、地方公共団体における施策の策定から実施までを行う責務が明記されているように、地方自治体としましても中小企業振興や地域産業施策のあり方について、現状の時代的な背景を含め「中小企業振興基本条例」の制定が必要になってきていると思うところでありまます。言うまでもなく、産業振興は、基本的にはそれぞれの企業体、事業所の努力が必要でありますけれども、本町の基幹産業、農業を軸として行政と町民とのパートナーシップ、住民参加型のまちづくりをすすめていく上で有効ではないかと思うことから二点について伺いまます。

まず、本町の中小企業に対しての位置づけと中小企業振興の具体性について、どのように捉えておられますか。

二点目、道東圏では帯広市・釧路市が制定されており、釧根管内におきましても既に制定されているところが見受けられることから、事例を参考にした標茶型「中小企業振興基本条例」の制定に向けての所見を伺いたしたいと思います。

以上であります。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 次に「中小企業振興基本条例の制定で地域の中小企業の発展を」とのご質問にお答えをいたします。

釧根の経済状況につきましては、議員ご指摘のとおりでありまして、町といたしまして対応に努力しているところでありまます。

昭和38年に制定されました中小企業基本法は、大企業と中小企業の仕組みが変化する中、平成11年に抜本的な改革がなされ、地方公共団体の責務が定められ、また、同時に中小企業者の努力等についても定められたところでありまますことは、ご案内のとおりであります。

一点目の「本町の中小企業に対しての位置づけと中小企業振興の具体性について、どのように捉えているのか」とのお尋ねにお答えをいたします。

町といたしましては、町内394事業所のほとんどが中小企業で占められており、中小企業が本町経済基盤の一翼を担っていると考えております。

また、その振興により、雇用が創出され、消費が活発化し、税収も増加することから、住民サービスが向上するという好循環が生まれるものであり、中小企業の振興は単に中小企業にとどまるものではなく、本町の産業、経済、住民生活全体にかかわるものと認識しているところでありまます。

その考えを基に、町といたしましては法の趣旨に基づき、中小企業に対して、受注機会

の拡大、振興条例、GOGOチャレンジショップ支援事業に基づく助成、中小企業資金貸付条例、中小企業振興融資規則に基づく融資制度の拡充、利子補給、学習機会の提供等、金融会議の意見等もお聞きし施策として取り進めてきたところであります。

二点目の「標茶型中小企業振興条例の制定についての考えを」とのお尋ねにお答えをいたします。

道内における同条例制定状況は、北海道、帯広市、下川町、釧路市、別海町、中標津町が制定をしております。

町の考え方といたしましては、前段申し上げましたが、法においても、地方公共団体、中小企業者それぞれが役割を持ち、履行することとなっており、その点については異を唱えるものではありません。

一方、本町の現状と釧路市における条例内容を鑑みますと、町の役割については先に述べましたとおり、施策の展開を行っております。

また、中小企業者の役割としてうたわれております、自主的にその経営及び取引条件の向上を図ること、域内における業者間の連携を重視すること、域内において生産、製造加工されたものを取り扱うことなどは、それぞれ行われているものと考えております。

釧路市では消費者の役割についても触れておりますが、中小企業を理解し関心を持つこと、域内で生産、製造、加工されたもの及び商業サービスを利用する、すなわち、地産地消の精神と解しますが、これらについても行われているものと考えます。

したがいまして、法の趣旨に基づく現状の町の施策並びに、長年この町において築きあげてまいりました縦、横のつながりが中小企業振興基本条例の精神を体現しているものであり、条例制定自治体と比較しても、なんら遜色ない体制と考えていますことから、現行体制の維持並びに精神の普及を助長することに主力をおきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木裕美君） この際、再質問があれば許します。

15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） 最初の中小企業に対しての位置付けというのは、本町につきましては、ご答弁の中でも99%はほとんど中小企業もしくは小規模企業に属するのではないかなど。その中で例えば一つの例とすれば、法人化ということ考えた場合には、農業生産の法人もここ5年間の間に4事業体などが若手起業家が法人化にもっていくということも言われておまして、非常に企業の流れというのは急速に、前段で申しましたけども、変わってきているということは町長のご答弁でもお聞きをいたしておりますし、そもそも基本条例というのは、都市部から発祥されたということで、平成11年のころは、資料等を見ますと、例えば大阪のほうとか東京足立区あたりの密集地帯の、まさに企業が密集されている中で立ち上がって発祥された。ここ5、6年の間に北海道に10万以上の都市部、そしてここ1、2年の間に町村部に波及されて、町としての顔が見える条例を制定されているんだなという思いで、資料等を見ておりました。

本町の場合は、特に町長ご答弁なされたように、特段基本条例にこだわることなく、その精神を受け継ぎ、そして十分に手厚い支援をしているというふうに、私は受け取っておりますが、ただ、基本条例にうたわれていますように、じゃあなぜ必要なんですかと問われたときに、町が責務もしくはリーダーシップをとって情報を提供するなり、そういったことをするよな、私は時代になってきたのではないのかなど。それはあらゆる意味で企業というのは、分野別にいますとたくさんの事業体がございます。それはそれなりに、情報交換等をしておりますけども、例えば、将来子どもたちに対して、私たちの町にこういう企業があつて、農業、酪農を中心にしてこうやって発展してきていますよということを伝えていくという意味では、お互いに連携する場、情報交換の場、そういったことも一つ標茶町として生まれ変わっていかなくちゃならない。そのことが一つの理念として、ここは基本条例があると思うんですよ。そういった面から、もちろん市の基本条例等々を見ますと、大変な時間を要しておりますし、おそらく一朝一夕でできるものではありません。それには、見識者や有識者の集まった中で意見等を聞きながら立ち上がったと聞いております。そういうことを踏まえた中で、この基本条例を認識しながらやっていくということが、もっとも求められていることではないかなど、そういう観点で申し上げたわけですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 議員ご指摘のとおりだと、そのように考えております。

○議長（鈴木裕美君） 15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） もう一点ですね、私は決して事業体の努力がもちろん第一優先でございまして、そしてそこには町の施策がのっかって、先ほどご答弁でございましたように、融資の面ですとか、利子補給の面、ものすごく功績がございまして、管内でも行政の企業に対する支援というのは群を抜いていると思う、そういう評価は私もあちこちで聞きます。それと同時に、そういった面につきまして、それでは条例に向けてどういうプロセスを得るんですか、この辺は企業に向けて、例えば、それに向けて準備段階として必要であれば、いろんな意味のアンケート的なものを、まず進めてみるべきとか、そういったものを視野に入れて、それが是非論ということになれば、相当時間を要するでしょう、検討する価値があるのではないのかと、そういうことで思うのですが、再度お尋ねいたします。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

議員がずっとご指摘をされておりますように、肝心なのは条例を制定することではなくて、その条例の目的とすることを、どうやって町全体の中で連携をとりながら推進していくのかと、そういうふう私としては理解をしておりますけども、これからは商工会それから本町の中で一番の大きな企業であります農協さんとの意思疎通を図りながら、雇用の拡大、それから企業の創設の可能性等々についても、十分に意見を交しながら進めてまいり

たいと、そのように考えておりますのでご理解を賜りたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 15番・平川君。

○15番（平川昌昭君） この件につきましては最後に、ぜひ、商工団体、今日は商工会長も聞いてらっしゃると思うのですが、ぜひ、そういう方向で準備のかかる段階にきましたら、企業に対するアンケート等々、ぜひ、頭の中に入れながら検討されることを提案したいと思いますが、最後にそのお答えをいただければと思います。

○議長（鈴木裕美君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

先ほどから議員からも評価をいただいております、町の中小企業振興施策の実施にあたりましては、これまでも商工会、工業部会、サービス業部会も合わせましても、十分情報交換をしながら、ご意見を賜りながら、いろんな事業の組み立てをしてきておりますので、ぜひ、ご理解を賜りたいと思いますし、これからもそういった努力は続けてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木裕美君） 以上で、15番・平川君の一般質問を終了します。

以上をもって、一般質問を終了いたします。

◎報告第6号

○議長（鈴木裕美君） 日程第7。報告第6号を議題といたします。

本件について、趣旨説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君）（登壇） 報告第6号の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本件につきましては、本町が出資しております「株式会社標茶町観光開発公社」の経営状況につきまして、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

この経営状況説明書につきましては、平成22年6月21日に開催されました第32期定時株主総会において承認され、町に対し報告がありましたので、その資料に基づくものであります。

概略につきましては、収入1億1,252万4,195円で、経費並びに法人税などの支出を差し引いた当期純利益が10万7,635円と8期連続しての黒字決算となったところであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

報告第6号。株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書の提出について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、株式会社標茶町観光開発公社の経営状況を説明する書類を別紙のとおり提出する。

次ページをお開きください。

株式会社標茶町観光開発公社経営状況説明書。

第32期事業年度営業報告及び決算。

国内は、いまだ衰えを見せぬ景気の低迷により、消費の落ち込みは顕著となっていることに加え、管内における観光産業総体においても、新型インフルエンザ流行による旅行控えや、航空路線の期間短縮による影響を受け、入り込み客は大きく落ち込み、当社、第32期事業年度もその余波を受け厳しい状況下に置かれました。

さらには、観光客も宿泊から日帰りへの傾向が強くなり、宿泊客は19%減少し、5,226人に留まり、ピーク時の13年前との比較では大幅な減少となったところであります。

一方、施設所有の標茶町のご尽力により、オープン以来はじめて大浴場をはじめとする施設の大改修を行いました。その効果もあり、日帰り入浴では対前年比18%増の5万213人のご利用をいただきました。

また、日帰り宴会については微増、弁当、オードブル等の仕出しにつきましては、前期同様高い評価をいただき、対前年比17%増となったところであります。

総売上高といたしましては、改修工事のため1カ月休館したこともあり、対前年比で6.1%減となりましたが、原価率の圧縮などの経営努力により、8期連続で黒字決算とすることができました。

現在の景気動向を考えますと、まだまだ厳しい状況が続くことが予想されますが、顧客ニーズを的確に捉える中、売り上げ向上とコストダウン意識の強化を図り、より健全な経営環境の構築に努めてまいります。

今後とも、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。第32期の事業報告といたします。としております。

会議、監査、株式、公社役員、従業員の状況は記載のとおりでありますので、省略をさせていただきます。

4ページをお開きください。

決算状況であります。

貸借対照表、資産の部。流動資産につきましては、現金・預金から商品まで合計で814万6,829円。固定資産につきましては、有形固定資産、無形固定資産、投資その他資産まで合わせて561万8,792円。資産の部の合計は1,376万5,621円となっております。

負債の部につきましては、流動負債、買掛金から未払法人税等まで合わせまして1,012万3,440円となっており、負債の部合計も同額であります。

純資産の部につきましては、株主資本は、資本金3,000万円から利益剰余金マイナスの2,635万7,819円を差し引いた364万2,181円となっております。

繰越利益剰余金につきましては、前期より若干減少しておりますが累積赤字として2,635万7,819円となっております。

純資産の部合計であります364万2,181円、負債・純資産の部合計につきましては1,376万5,621円となっております。

次に、損益計算書であります。売上原価につきましては、2,861万5,154円。販売費及

び一般管理費につきましては8,315万4,006円となっております。営業外費用は24万円、法人税等充当額が40万7,400円となっております、当期純利益につきましては、10万7,635円となっております。

売上高につきましては、1億682万2,166円、売上総利益につきましては7,820万7,012円となっております。営業利益であります、494万6,994円の赤字となっております、昨年と比較しますと大幅に増加しておりますが、休館による売上の減少によるものであります。

営業外収益につきましては、570万2,029円であり、これにつきましても増加しておりますが、休館保障によるものであります。

経常利益は51万5,035円となっております、それから費用の部の法人税等充当額40万7,400円を差し引いた金額10万7,635円が当期の純利益となっております。

次ページをお開きください。

販売費及び一般管理費であります、旅費から雑費まで24項目があり、合計では8,315万4,006円となっております。

7ページの利用状況につきましては、対前年比で日帰りが5,739人の増、宿泊では1,058人の減となっております。宿泊利用の内訳につきましては、道外で約30%、釧路管内以外の道内客が約45%を占めております。

次に8ページの第33期の営業計画であります。

総括として、長引く不況の影響から、観光客が宿泊から日帰りへとシフトする傾向にあり、今期も苦戦が予想されますが、標茶町観光開発公社は、これまで支えていただきましたお客様の期待に応え、さらなる経営努力を行ってまいります。

経営を行うにあたり、最高の価値観であります「温泉」「自然」「癒し」を前面に打ち出し、積極的な営業に取り組んでまいります、地場産品を活用した特長的料理の提供に心がけるとともに、一部リニューアルされたことによる施設サービスの向上に加え、きめ細かな従業員の人的サービス向上によるお客様の満足度を高めてまいります。

また、健全な経営環境を構築するためには、お客様に喜んでいただきながらも、コスト意識を高めることも重要であり、職員一人一人が意識を高め、取り組んでまいります。

マーケティング調査を行いながら、お客様のご要望や時代の変化を敏感に捉え、これまでの常識にとらわれず、ご期待に沿える場所であり続けるために職員一丸となって頑張ることを基本方針といたします。

次に、重点事項であります、職員全員が「経営者」と同じ認識に立ち、「原点回帰・新たな発想」を基本テーマとし、①利用客との積極的な会話を通し、お客様のニーズを引き出す。②管内屈指の泉質であることを積極的にPRする。③納入業者との活発な値段交渉から、徹底してコストを下げることによる利益確保に向けた取り組み。④社員による館内外の維持管理を含めた整備及び清掃の強化。この4つの取り組みに努力してまいります。

最後に、収支計画書であります、収入の部につきましては、売上高を1億1,200万円、雑収入230万円、収入合計で1億1,430万円を見込んでおります。

支出の部につきましては、一般管理費では旅費から雑費までの24項目で8,445万3,000円、材料仕入れで2,900万円、営業外費用24万円、合計で1億1,369万3,000円と想定し、第33期の利益につきましては60万7,000円を見込んだ計画となっております。

以上で、報告第6号の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番・館田君。

○10番（館田賢治君） この観光開発公社の関係については、毎年気になって質問をさせていただいておりますけども、やはり気になるのは2,635万円からあるこの欠損の部分でありますけれども、これもそう長い時間をずっとこのままの状態で行くという、我々も年を取るわけですから、どのへんかで社会情勢が悪ければ悪いなりに、どこかの時点でこれらの解決する議論をせざるを得ないのかなというふうに思っている点が、まず第一点あります。

それから、今日ここに書かれている原価率の圧縮に努力をされた経営をしている。また、憩の家で働いている人がたは、本当に一生懸命働いているというのは目に見えて分かりますし、私ども町内をとおしてでも、町内の中の業者とできるだけぶつからないようなかたちの中では、憩の家を気にしながら利用をさせてもらっているわけですが、いわゆるこの経営の、せっきくこれだけの経理をやるわけですから、経営の人件費、一つは何点かある中の一つ人件費のことをここで言わせてもらえれば、かなり人件費もここでいう、賃金、給与、従業員の給与という、この下にあります厚生費の経費の中の、いわゆるこれらも一部人件費には入るのかどうかわかりませんが、これらを入れて計算、簡単にしてみても40%近くいくんでないのかなと。ただ、ここに出ている給与、従業員ということになると32、3%であがってますけども、いわゆるそれらの賃金の値するものを入れると40%ぐらいがいつているんでないのかなというものがまず一点なんです。

それにもう一点は、水道光熱費だとか、これらの備品だとかというのについては、たいしたあれではないからいいにしても、減価償却費、ここに出ている減価償却費の221万9,000円からの償却なんですけども、今年の帳簿上に出てきているやつは500万円台でありますね。そうすると、この500万に去年の残高から引いたものがここにくるのかなというふうに思っていたのですが、何十万か償却のあれが違ってきているのがございますけれども、それが一点なんなのかなということと、この経営にあたって、減価償却前の営業利益、ここでいう営業利益、不足が490万円や500万円なんですけども、売り上げに対しては約4.6%くらいが不足している訳ですけども、この経営をしていくにあたって償却前の営業利益、これはどのくらいを目視して計画を立てているのかなと。これちょっとこれもありました。あると思いますから、その考え方をお聞かせしていただければと思います。

それと、今年の事業計画なんですけども、なにもこの計画が悪いというわけではないんですけども、それらのやつをずっと算出してみますと、ここに出てくる中で材料の仕入れ費がある

んですが、ここでは2,900万円て出ているんですが、これは26%切るんですよ。ちょっと私は考えられないもんですから、これは3,000万円から3,200万円くらいいくなど、だまって思うんですが、ここでは大体材料費26%ぐらいで押さえている。これはちょっと今までにないんです。それから、給料と手当についても、これは大体37、8%いったとしても200万円かそのくらいはオーバーするんでないのかなと、この実績からいってもですよ。それから、管理の合計をみると、これでも100万円以上オーバーしているんです。ですから、このオーバーを計算するとだまってここでの雑収入の計画はやっぱり500万円以上の雑収入計画がなければ、それか売上げが上がれば仕入れ原価も上がりますけども、なんだかその辺がなければ、ちょっとこの計画も、私の、あくまでも計画ですからこのとおりにいくかもわかりませんが、ちょっと今までの実績からは無理かなと思うわけです。なぜこういうことを言うのかというと、一番初めに私言ったように、いつまでもこの2,600万円からのものを、ずっと何年も何年もというわけにいかないなど、去年も副町長のほうから、いわゆる改善計画は作っていないけども、これは前の改善計画を目標として、それに向かって努力をするんだと、こういうことでありますから、そういうことの状態の中でやっているとは思いますが、今私が言った点はどのようにお考えになっているのかお答えを願えればと思います。

○議長（鈴木裕美君） 副町長・及川君。

○副町長（及川直彦君） 説明をしたいと思いますが、毎回のことでありますけども、今会場には公社の役員が来ておりませんから、代わって私のほうから報告を受けた者として説明をさせていただきたいというふうに思います。

議会の皆さんには、永い間公社の経営状況についてご心配をいただきながら、そして、町のほうからは、これは町長の責任で改善せよという議会の皆さんのご意向がありまして、町長が責任を持って何とか努力しましょうということで改善計画がスタートをして、ご承知かと思いますが、累積欠損金は3,800万円を超えて、出資金の3,000万円を大幅に超えた状態で民間の社長さんから町長が社長となって会社を引き継いだ経過がございます。当然3,000万円の資本金のところ累積欠損金が3,800万円ですから、債務超過ということで、運転資金がなければ、いわゆる切られちゃえば倒産をするという会社構造でありました。この間、改善計画を作りながらやってまいりまして、約1,200万円ほど、累積欠損金の圧縮をしてきました。縷々議員のほうからご指摘ありました部分含めて、かなり最初の頃は償却をできる環境にもあったので、累積欠損金を償却できたんですけども、ここにきてなかなか宿泊客が伸びていかないという状況の中で、なおかつわずかばかりでありますけども、黒字を出しながら累積欠損金を償却処理をしてきたという経過であります。この累積欠損金2,600万円については苦にならないとは申し上げませんが、まだまだ削減努力をすべきだなと。ただ、会社経営上は、一時1億円を越す貸付金を町から第3セクターの運転資金として単年度単年度で借入をやってきた経過からすれば、それからすれば、今日1,000万円の運転資金で大体足りているという状況であります。これは、累積欠

損金といいますか、先ほどの指摘のありました累積欠損金の数字をみても、会社経営上は1,000万円程度あれば運転はやっていけるというのが現状でありますから、そういった面ではなんとかがんばりながら、あともうわずかがんばれば町からの運転資金も、一時借入をしなくてもできる状況がくるのではないかと考えております。

なお、ただいま観光開発公社は、憩の家の指定管理者として議決を受けてやっておりますので、当分はこの状況が続けることで解消を図っていきたい。万が一、再度超過債務に至るようであれば、減資をしながらこの累積債務を償却するという方式に相談をしなければならない。いわゆる町の3,000万円のうち2,400万円なにがしだったかな。町の分がありますけども、これをもって償却をするという方法は、最悪の事態として想定をしながらやらなければならないなというふうに考えているところであります。それまでの間、先ほど議員からご指摘ありましたように、原価率あるいは人件費含めて努力をしていかなきゃならない。人件費については、給料は、昇給はここ黒字が続いてますから回復実施して、最近してますけども、手当についてはまだ大幅カットで、削減中であります。原価率も27%、大体、めどに努力をしてきて、結果として26.数%だと思いますけども、そういう状況の中で、推移をさせていただいておりますけども、さらに新年度の段階で、少し原価率を下げ過ぎているんでないかと、指摘ありましたけども、一応ご理解いただいておりますように、各問屋に対する、会社のほうからの意向として少し問屋ともやりとりをしていきたいという努力目標としての数値を入れてますので、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

それから、町内業者との関係でありますけども、これも利用者の皆さんも町内の他の施設ともご利用については、十分ご配慮をいただきながら憩の家のご利用をいただいていると思っております。私どもも町内の宿泊業者と、私どもというのはちょっと変ですけども、会社のほうも町内の宿泊施設と、変な競合をしないように、お互いに情報交換なり、ある程度の裏協定等々をしながら、なんとかお互いがんばりましょうというかたちで現在やっておりますことも、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

あと、減価償却費の50万円ほど下がっている部分の内訳につきましては、企画財政課長のほうから説明をさせます。

○議長（鈴木裕美君） 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

ただいまのご質問でいきますと、一般管理費の中で減価償却費が221万9,245円となっているのと、それから貸借対照表の固定資産の額の昨期と部分との比較で数字が合わないんじゃないかというお尋ねだと思いますが、一般管理費のほうの貸借対照表では、減価償却費が車両運搬の部分で1万2,999円、それと建物附属設備が12万5,764円でありまして、工具器具につきましては208万482円であります。そうしますと、41万6,358円ほど合わないというご質問だと思いますが、これにつきましては、32期におきましてテレビ等の器具の購入がございますので、それらの差し引きの数字というふうにご理解いただければとい

うふうに思います。

○議長（鈴木裕美君） 10番・館田君。

○10番（館田賢治君） 今回の償却の関係ですけれども、前期の固定資産の残高はいくらでしたですか。それと、今回は535万7,367円これが今回の残高。前回は700万からあったよね。それを引いたやつが、それから500万円を引いたものが減価償却に出てくるのかなと思うんですが、そうすると今、課長言ったやつが40万円くらいなんですけど、ちょっと僕の計算違うかな。僕は80万から出てるんだよね。出てない。700、電気のやつと、ちょっともう一度。

○議長（鈴木裕美君） 企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君） お答えいたします。

前期の有形固定資産の合計が716万254円でございます。それで、今現状でいきますと、減価償却でいきますと208万482円なんですけども、ここの前年対比でいきますと、器具工具のところは166万4,124円になっていると思います。その差、41万6,358円につきましては、昨期に購入いたしました備品としてテレビ等の購入がありまして、それぞれの額が41万6,358円で、その数字でちょうど同数となるということでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（鈴木裕美君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時10分

○議長（鈴木裕美君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに、ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

以上で、報告第6号を、終了いたします。

◎議案第51号

○議長（鈴木裕美君） 日程第8。議案第51号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君）（登壇） 議案第51号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、新たに策定する「標茶町過疎地域自立促進市町村計画」の作成についてであります。ご案内のとおり、本町の発展に欠くべからざる制度として過疎債の

活用がありますが、その過疎債の活用が認められるもととなりますのが市町村計画でございます。

平成12年に制定されました現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は昨年度で終了することとなっておりますが、先の国会におきまして、6年間の延長が決まりましたことから、今般、平成22年度から27年度までの市町村計画を新たに策定したいというものでございます。

なお、本計画案につきましては、8月31日付で道の同意を受けておりますことを申し添えます。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案第51号。標茶町過疎地域自立促進市町村計画の策定について。

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第6条第1項の規定に基づき、標茶町過疎地域自立促進市町村計画を別冊のとおり策定する。というものであります。

別冊によりましてご説明を申し上げますが、内容につきましては、かなりのボリュームとなっておりますことから、前計画との変更点、また、特徴的な部分を中心にご説明を申し上げたいと存じますので、ご理解を賜りたいと存じます。

別冊の1ページをお開きください。

1 基本的事項、(1) 市町村の概要、ア、自然につきましては、平均気温、また、降水量などの記載と表の内容を、平成21年度までの内容に更新しております。

2 ページの、イ、歴史につきましては、ピーク時の人口を国調上から住民基本台帳上のものを記載し、最大ピークを昭和36年3月末の1万9,071人といたしました。

ウ、の社会、経済につきましては、農業粗生産額、生乳生産量、就業人口の数値を直近の統計数値に更新し、また、新たな「食料・農業・農村基本法」の方向性を記しました。

3 ページの、エ、市町村における過疎の状況、過疎現象の実態と要因につきましては、農家離農、若年労働者の流出とし、減少率、生産年齢人口、高齢人口につきましては、昭和35年と平成17年の対比に、また、搾乳農家数につきましては、平成6年度と平成21年度の対比に更新しております。

なお、現況を示す記載のうち、他の記載と重複するものにつきましては削除させていただいたところであります。

下段、過疎対策のこれまでの評価と今後の見通しにつきましては、5ページまで記載しておりますが、産業振興の農業においては、これまで生活・生産基盤整備を進めてまいりましたが今後も環境に配慮した施設整備、担い手育成などの生産環境整備が必要としております。

林業では、活力ある森林整備と森林保全、多面的機能に応じた森林整備が必要としております。

観光につきましては、本町の恵まれた自然環境等を引き続き生かすとともに、多様な観光ニーズに対応すること、また、アジア諸国の観光客に対しても記載したところであります。

す。

4 ページ中段、第2次産業では、第1次産業との関連性から、地域資源を活用した新たな起業化支援の必要性を述べております。

交通体系につきましては、町道の現状を更新し、また、町内バス路線の状況と課題を記しております。

地域通信網につきましては、高速通信網の整備状況、住民と行政の情報共有化の必要性、また、地上デジタルテレビ放送における新たな難視聴解消の取り組みに触れております。

生活環境の整備では、下水道整備の状況と、住宅点在地域における汚水処理の考えを記しております。なお、土地区画整理事業につきましては、事業終了につき削除しております。

5 ページ上段の、ゴミ処理につきましては、その後の変化した分別収集状況や最終処分場の推移とバイオマスの活用や産廃の今後の方策等について記載いたしました。

消防施設につきましては、新たに、ドクターヘリの内容を記載いたしました。

公営住宅では、民間賃貸住宅の供給増などの状況を検証しつつ、住環境の整備を進めることとしております。

医療、保健、福祉につきましては、前計画を踏襲しております。

教育施設につきましては、小中学校の適正規模化、計画的な改修、管理運営のあり方について触れております。

以上のような現状を踏まえ、効率的な財源の運用により、効果の期待できる施策の展開を図るとともに、住民一人ひとりが心の満足と誇りを持てるまちづくりを進めたいというものであります。

次に、オ、市町村の社会経済的発展の方向と概要であります。基幹産業の酪農につきましては、生産基盤の整備強化、農村生活環境改善をさらに図るとともに、消費者の理解が得られるような環境と調和した生産活動や製品を追及する必要性をうたっております。

6 ページの林業は、近年の環境林的森林機能と河川の保全としての評価を視野に展開を図ることとしております。

内水面漁業は水質の保全と増殖技術の向上を支援する必要があります。

第2次産業は、地場資源を生かした起業化の推進、高速通信網を活かしたサテライトオフィス等の誘致を図る必要があります。

第3次産業は、商工会への支援、商業集積、高齢者対応などの取り組みが必要であります。

本町の産業構造は農林業の影響が大きく、それらを基幹とした産業振興を進め、各産業の均衡ある発展を目指します。また、交流拠点整備を進めてまいりましたが、今後は環境保全に努めながら、それらを活かす観光メニューの構築など、ソフト、ハードの充実を図る必要があります。

7 ページ、(2) 人口及び産業の推進と動向につきましては、これまでの状況を直近の

数値であらわしております。人口につきましては引き続き減少傾向にあります。

9ページ、(3) 標茶町行財政の状況につきましては、表中において直近の数値に更新いたしましたことと、財政健全化法の指標である「実質公債費比率」と「将来負担比率」の項目を新たに表示しました。表1-2では、様式から「小学校危険校舎面積比率」の欄が様式から削除されております。

10ページ、(4) 地域の自立促進の基本方針であります。上段で、人の動きを生み出す、ちょっと暮らし、2 地域居住や移住についての視点を記載いたしました。

また、地域の再発見、人材発掘・育成につきましても触れたところであります。

中段では、内外の影響について触れ、後段に基本方針を記載いたしました。

基本方針は「みどりとふれあいの郷 元気あふれるまちづくり」と定め次の4つの目標としたところであります。

- ①協働のまちづくりを進める。
- ②住み続けたいと思えるまちづくりをめざす。
- ③元気が出るまちづくりをめざす。
- ④みどりのまちづくりを進める。

いずれも、住みやすさを求め、定住を助長する必要な姿を考えたところであります。

この基本方針達成のため、次の6本の戦略プランを行います。

一点目は、みどり豊かなまちづくりで、本町の生活や生産を支える自然環境を保全する方策の充実。

二点目は、健やかに暮らせるまちづくりで、高齢化社会に対応する、福祉、医療の充実。

三点目は、安心して暮らせるまちづくりで、住民の利便性向上と、安心、安全対策の充実。

四点目は、活気あふれるまちづくりで、産業の推進方策の充実。

五点目は、笑顔あふれるまちづくりで、生涯学習と子育て支援対策の充実。

六点目は、ともに進めるまちづくりで、本町の誇るべき地域力向上を目指すとともに、広域連携についても充実させるというものであります。

なお、本計画策定にあたりましては、多くの町民からご意見を伺い策定中であり第4期総合計画の原案をベースとし、計画的かつ効果的な推進を図ってまいります。

計画期間につきましては、平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間となります。

12ページの産業の振興(1) 現状と問題点、ア、農業では、情勢については前計画とほぼ同様であります。家畜排泄物の個体農家の処理施設は完成されたものの、さらに、計画的な生産基盤及び生活基盤の整備が必要としております。

下段の表2、3につきましては、直近の数値に更新しております。

イの林業につきましては、基本的には同様の設定となっておりますが、数値につきましては直近のものに更新しております。また、表中、前計画の民有林は私有林に、演習林に

つきましては独立行政法人の所管林となり私有林へと区分が変わっております。

ウ、水産業については、地産地消の視点を新たに加えております。

エ、観光では、字句、数値の更新と、新たに、外国人観光客の対応とホスピタリティーの醸成について触れております。

14ページのオ、商業では、高齢者世帯に対する御用聞きシステム、コミュニティービジネス活性化について記載いたしました。

カの起業の促進では、引き続き雇用の創出を重要課題とし、過疎地特有のハンディを克服すべく、情報通信技術の普及による取り組みについて記載しております。

(2) その対策として以下の項目を掲げ、具体的事業といたしましては、(3) 計画の欄に想定されている事業を列挙したところであります。

16ページ下段の(9) 過疎地域自立促進特別事業は起債可能なソフト事業でございます。

17ページ、3、交通通信体系の整備、情報化および地域間交流の促進、(1) 現状と問題点、ア、道路では、道路延長を直近の数値に更新するとともに、新たに、橋梁の長寿命化の必要性を加えました。

イ、交通機関(交通手段)では、町内定期路線バスの必要性を強調いたしました。

18ページ、ウ、通信では、これまでの取り組みについて補強いたしました。エ、地域間交流の促進につきましては、引き続き、交流を支える広域交通網や情報発信の重要性をうたっております。

(2) その対策としては、新たに、地域の事情に応じたバス路線の確保、情報システムの整備を加えた10項目を掲げ、19ページから21ページにわたる(3) 計画で、必要な具体的事業を列挙しております。

22ページの4、生活環境の整備、(1) 現況と問題点、ア、水道施設では、整備進捗率を更新し、安全、安定した生活用水供給の必要性をうたっております。

イ、下水道処理施設では、事業許可面積、水道化率、塘路地区、磯分内地区の事業展開などの内容を更新し、整備促進の緊急性と、個別処理の整備についてうたっております。

ウ、廃棄物処理施設では、更なる減量化、リサイクルを推進するとともに、焼却施設の方向性を検討、バイオマスとして排泄物の再利用などの課題を提起しております。

23ページ、エ、消防施設では、引き続き、施設、資機材の整備と人材育成の必要性に加え、総合防災訓練等、住民との連携等の推進をうたっております。

オ、公営住宅では、引き続き、適正な戸数の確保を進めることとしております。

カ、その他としましては、新たにできた親水公園の加筆と、購買力流出の懸念等を示しております。

24ページの(2) その対策では前述の課題解決に向け10項目の対策を示し、具体的な事業といたしましては(3) 計画の中で必要な事業を記載いたしました。

26ページ、5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進(1) 現況と問題点、ア高齢者

の保健、福祉では、高齢者の総合窓口設置の経過を記載し、また、事業展開が進んでおります民間事業所も含めた体制整備、地域との連携強化に言及しております。

イ、児童の保健、福祉では、0歳児保育の開始などの体制と、今後の幼保一体化の必要性などについてうたっております。

27ページ、ウ、その他の保健、福祉では、新たに開設した「しべちャコスモス」並びにグループホームについて触れております。

(2) その対策として、必要対策4件を記し、(3) 計画で具体事業を記載いたしました。

28ページ、6 医療の確保、(1) 現況と問題点では、これまでの対応に加え、ドクターヘリに関する記述を加えております。

(2) その対策として、新たな項目として、患者の交通手段の確保策を加えた6項目を掲げ、現状、想定される事業を(3) 計画に記載しました。

30ページ、7、教育の振興、(1) 現況と問題点 ア、学校関連教育施設、小中学校では、施設の整備と情報教育の環境整備を進めることとし、表6については平成17年度と21年度の比較に更新、幼稚園については保育所同様、幼保の一体化を進めるとしております。

イ、社会教育関連施設については、新たに、図書館の電算管理を進め、あらゆるニーズに応える整備を進めることとしております。

(2) その対策として、7項目を掲げ、(3) 計画で具体事業を記載したところです。

33ページ、8 地域文化の振興等、(1) 現況と問題点では、町史第3巻が刊行されたことと、制度が変化した部分を更新し、(2) その対策では前計画で記載しておりました「環境教育情報センター」については、教育大学の方針変更から削除しております。

34ページ、9 集落の整備 (1) 現況と問題点では、離農などの過疎化により、再度、集落再編の必要性について記述しており、また、集会施設の管理体制について触れております。(2) その対策としては、地域整備計画の必要性をうたっております。

35ページ、10、その他地域の自立促進に関し必要な事項、(1) 現況と問題点では、自主的な地域整備計画づくり、交流の里作り、イベントの充実、若者定住と前計画を踏襲し、(2) その対策、(3) 計画で必要な項目、事業を記載したところであります。

37ページでは、過疎地域自立促進特別事業分を再掲しておりますが、計画事業中、過疎債を充当できるソフト事業を記載したものでございます。

以上で、議案第51号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第51号は原案可決されました。

◎議案第52号

○議長（鈴木裕美君） 日程第9。議案第52号を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君）（登壇） 議案第52号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について平成22度の被表彰者を別紙のとおり決定したいので、議会の同意を求めるというものであります。

本年度の被表彰者は、教育文化功労表彰1名、在住功労表彰94名、善行表彰1団体と1個人、勤続表彰6名の方々を11月3日の文化の日に表彰しようとするものであります。

なお、8月27日開催の標茶町表彰審査委員会において、審査をいただいておりますことをご報告いたします。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第52号。標茶町表彰条例に基づく被表彰者の決定について。

平成22年度被表彰者を別紙のとおり決定したいので、議会の同意を求めるといふものでございます。

次ページへまいります。

標茶町表彰条例に基づく被表彰者。

最初に、1、功労表彰（ア）教育文化功労。地区名、旭、氏名、三船功さん、年齢、68歳、事績、標茶町文化団体連絡協議会会長など各種団体役員を歴任し、文化団体の設立・運営に尽力されるなど、本町の芸術文化の振興発展に寄与されたものでございます。

続きまして、（イ）在住功労。地区名、氏名、年齢、事績の順に読み上げます。

常盤、佐藤紀夫さん、70歳、50年以上本町に在住し、郷土を愛し勤労に励み町の発展に寄与されたものでございます。以下、事績については同一につき、省略をさせていただきます。佐藤艶子さん、70歳、千葉幸子さん、73歳、三谷和子さん、70歳、吉田シズエさん、75歳。川上、岩間靖子さん、76歳、大谷知義さん、70歳、勘田幸子さん、70歳。

次ページにまいります。

川上、高橋陽子さん、77歳、服部富久美さん、72歳、増住サヨさん、77歳、松本紀幸さん、70歳、三本雅一さん、70歳、矢島澄子さん、85歳、山口京子さん、70歳。開運、市川和子さん、70歳、伊藤ヨシノさん、82歳、今井恵子さん、73歳、佐藤敏さん、70歳、中嶋静子さん、72歳、橋本和江さん、75歳。

次ページへまいります。

開運、和田隆さん、70歳、和田レイ子さん、70歳。旭、大室英雄さん、70歳、小倉諒子さん、71歳、小山内豊さん、74歳、川向直衛さん、83歳、川村武さん、70歳、佐藤マサ子さん、70歳、菅元元明さん、70歳、瀬山勉さん、70歳、廣田順子さん、70歳、三枝恵子さん、70歳、吉永宣さん、74歳。

次ページへまいります。

旭、渡邊喜久雄さん、79歳、渡邊登美子さん、73歳。富士、高木タイさん、86歳。桜、阿部春雄さん、70歳、石垣ミキ子さん、80歳、梶川静枝さん、74歳、佐々木宣夫さん、70歳、佐藤誠さん、84歳、佐藤チエさん、76歳、下町みつ子さん、73歳、服部ミヨシさん、73歳、前田シヅ子さん、83歳、山井治安さん、71歳。

次ページにまいります。

桜、山林幹子さん、70歳。平和、松田稔さん、71歳。麻生、小原昭子さん、70歳、金江和子さん、76歳、児玉敏子さん、72歳、下鳥洋子さん、75歳、高橋サトさん、73歳、豊島和平さん、70歳、中村勝美さん、70歳、丹羽勝さん、80歳、丹羽トヨさん、78歳。ルラン、小西和子さん、70歳。栄、新田秋子さん、73歳。

次ページにまいります。

厚生、丹野アサノさん、70歳。上多和、松井喜子さん、73歳。沼幌、原下シズエさん、74歳。磯分内、狩野誠子さん、75歳、下谷久美子さん、70歳、田口セツ子さん、72歳、千葉賢子さん、70歳。塘路、二色八重子さん、76歳。久著呂、関根邦夫さん、70歳。虹別、伊藤専三さん、70歳、稲村恵美子さん、70歳、今橋スミ子さん、70歳、木下和彦さん、74歳。

次ページへまいります。

虹別、小渡辰夫さん、70歳、榊辰男さん、70歳、坂梨純子さん、70歳、佐藤カツ子さん、74歳、宍戸ハナヨさん、70歳、高橋涼さん、70歳、千葉静子さん、71歳、三島木美千子さん、74歳、南欣夫さん、72歳、山口淳子さん、74歳。茶安別、加藤百合子さん、73歳、須藤潔子さん、70歳、西内定紀さん、70歳。

次ページへまいります。

茶安別、西内弘子さん、70歳、八巻キサ子さん、70歳、渡邊勝さん、70歳。阿歴内、伊藤ミヨ子さん、77歳、奥山令子さん、72歳、南部照子さん、70歳、山崎悦子さん、70歳。やすらぎ園、諏訪忠さん、70歳。

続きますして、2の善行表彰。氏名、国際ソロプチミストしべちや、事績、子どもの健

全育成ため、多額の寄附をされたものでございます。地区名、川上、氏名、多田さとみさん、年齢、88歳、事績、永きにわたり釧路集治監物故者慰霊法要に尽くされたものでございます。

次ページへまいります。

続きますのは、3勤続表彰であります。久著呂、佐々木憲一さん、49歳、消防団員として20年以上在職されたものです。以下、事績については、同一につき省略をさせていただきます。磯分内、森田利和さん、48歳、五島博幸さん、47歳、藤原俊行さん、43歳。旭、正代寛さん、76歳、納税貯蓄組合役員として20年以上在職されたものでございます。磯分内、多田右さん、72歳、磯分内連合町内会役員として20年以上在職されたものでございます。

以上、1団体と102名の方々を表彰しようとするものでございます。

以上で、議案第52号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第52号は原案可決されました。

◎議案第53号ないし議案第57号

○議長（鈴木裕美君） 日程第10。議案第53号・議案第54号・議案第55号・議案第56号・議案第57号を一括議題といたします。

議題5案の、提案趣旨の説明を求めます。

企画財政課長・森山君。

○企画財政課長（森山 豊君）（登壇） 議案第53号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成22年度標茶町一般会計補正予算第2号であります。住民の

安心・安全対策の強化、緊急雇用対策等に資するため、歳入歳出それぞれ1億2,301万4,000円を追加し、総額を109億644万8,000円にしたいというものであります。

歳出の主なものを申し上げますと、各種ワクチン接種補助で492万1,000円、風雲橋に係る水道管整備に係る出資金で8,300万円、社会福祉施設整備に対し553万1,000円、防雪柵設置で700万円、道路補修工事で2,200万円、緊急雇用対策では535万8,000円などを計上いたしました。

他会計への繰り出しにつきましては、下水道事業会計繰り出し金で1,575万円の減額を行ったところであります。

一方、歳入につきましては、それぞれの特定財源を見込むとともに、地方交付税で1億1,107万3,000円、備荒資金支消金で8,300万円、繰越金で2,000万円を充当するなどにより、収支のバランスを図ったところであります。

また、地方債で1件の提案をいたしております。

以下、内容についてご説明申し上げます。

平成22年度標茶町一般会計補正予算（第2号）。

平成22年度標茶町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,301万4,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億644万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。というものであります。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書に従い説明を申し上げます。

10ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

なお、2ページからの第1表歳入歳出予算補正につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので省略をさせていただきます。

4ページをお開きください。

地方債の補正でございます。

起債の目的、6臨時財政対策債、限度額5億1,630万円から1億368万9,000円を減額し、補正後の限度額を4億1,261万1,000円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じであります。

合計で申し上げますが、補正前の限度額11億8,320万円から1億368万9,000円を減額し、補正後の限度額を10億7,951万1,000円となります。

15ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の

見込みに関する調書であります。合計で申し上げますが、当該年度中増減見込みでは、補正前の額11億8,320万円から、補正額1億368万9,000円を減額し、補正後の額を10億7,951万1,000円とするもので、当該年度末の現在高見込額につきましては、補正前の額109億5,837万2,000円から補正額1億368万9,000円を減額し、補正後の額を108億5,468万3,000円とするものであります。

以上で、議案第53号の内容説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 水道課長・妹尾君

○水道課長（妹尾茂樹君）（登壇） 議案第54号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本補正予算は、公共下水道事業の補助事業で予定していた濃縮槽攪拌機の更新工事、幹線管渠のテレビカメラ調査が、国の予算の関係でできなくなったことによる事業費の減額。また、補助事業における事務費が認められなくなったことから、当初、補助事業の事務費として計上していた額を、磯分内地区特定環境保全公共下水道の管渠整備に振り替えたことによる工事費の増額と、事務費については全額起債が認められたこと、また、塘路地区特定環境保全公共下水道で、資本費平準化債の借入が認められたことによる起債額の変更による補正でございます。

以下、内容についてご説明いたします。

1 ページをお開きください。

平成22年度標茶町下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成22年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,665万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1,535万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出予算補正事項別明細書に従い説明いたします。

9 ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2 ページをお開きください。

2 ページ、3 ページの第1表 歳入歳出予算補正でございますが、ただいままで説明と内容が重複いたしますので省略させていただきます。

4 ページをお開きください。

第2表 地方債補正

起債の目的、1. 公共下水道事業、限度額、1億4,010万円から380万円を減額し補正後の限度額を1億3,830万円に。

2. 特定環境保全公共下水道事業、限度額6,000万円に1,650万円を追加し補正後の限度額を7,650万円に。

合計では、補正前の限度額2億1,280万円に対して1,270万円を追加し、2億2,550万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

10ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書でございますが、合計で申し上げます。

当該年度中増減見込の、当該年度中起債見込額を1,270万円追加し、補正後の額を2億2,550万円とするもので、当該年度末現在高見込額につきましては1,270万円を追加し、補正後の額は36億5,476万3,000円となります。

以上で、議案第54号の提案の趣旨並びに内容の説明を終わります。

続きまして、議案第57号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本補正予算は、風雲橋に添架されている水道管ファイ200ミリの布設替え工事費の補正でございます。ファイ400ミリのコンクリート管を推進工事で河床横断させ、その中に水道管を布設する計画で予算作成を行い、3月定例会において議決をいただいたところでございますが、河川管理者と協議を進めていく中で、予定していたファイ400ミリの管については、過去に全国の直轄河川において使用実績がないため、長期間にわたる信頼性の確保にかかわる審査には、相当な日数を要することとなりました。通常は1年以上かかる許可申請ですが、水道管は住民にとって重要なライフラインであることから、早期着工を目指し、河川管理者のご協力をいただきながら協議を進めてきましたが、ファイ800ミリであれば、過去に実績があり、早期着工が可能になるということで、ファイ800ミリでの工事に変更したことによる工事費の増加によるものでございます。なお、ファイ800ミリへの変更に伴い、推進延長が延び、工事期間も4カ月ほど長くかかり、予算の繰越も生じてまいりますが、地方公営企業法では、建設または改良に要する経費については、翌年度に繰越して使用することができ、その場合は、次の議会においてその旨を議会に報告しなければならないとなっていて、予算書で繰越明許費が必要ないこと、また、工事請負契約につきましても、議会の議決が必要ないとなっていることを申し添えいたします。

以下、内容についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

平成22年度標茶町上水道事業会計補正予算（第1号）。

（総則）

第1条 平成22年度標茶町上水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成22年度標茶町上水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款水道事業収益、395万2,000円を追加し1億660万6,000円に、第2項営業外収益、395万2,000円を追加し3,261万6,000円。

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「2,275万8,000円は減債積立金798万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額957万円及び過年度分損益勘定留保資金520万5,000円」を「2,275万8,000円は減債積立金798万3,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,352万2,000円及び過年度分損益勘定留保資金125万3,000円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款、資本的収入、8,300万円を追加し2億6,920万円。第3項、一般会計出資金、8,300万円を追加し1億9,300万円。

支出。第1款、資本的支出、8,300万円を追加し2億9,195万8,000円。第2項、建設改良費、8,300万円追加し2億8,397万5,000円とするものでございます。

以下、内容について、補正予算説明書により説明いたします。

7ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、内容省略）

5ページをお開きください。

平成22年度標茶町上水道事業予定貸借対照表（補正後）でございます。

資産の部、1. 固定資産、（1）有形固定資産、イ土地から、ホ工具、器具及び備品までの有形固定資産合計は8億505万7,000円。（2）無形固定資産、イ施設利用権で無形固定資産合計は588万8,000円、固定資産合計は8億1,094万5,000円。

2. 流動資産、（1）現金預金2億972万4,000円、（2）未収金1,716万4,000円、流動資産合計で2億2,688万8,000円、資産合計は10億3,783万3,000円です。

次のページです。

負債の部、3. 固定負債、（1）引当金、イ修繕引当金で固定負債合計は3,019万7,000円。4. 流動負債、（1）一時借入金から（4）その他流動負債までの流動負債合計で155万円、負債合計は3,174万7,000円。

資本の部、5. 資本金、（1）自己資本金は4億365万8,000円、（2）借入資本金は、イ企業債とロ一般会計借入金で借入資本金合計は5億318万8,000円、資本金合計は9億684万6,000円。6. 剰余金、（1）資本剰余金は、イ受贈財産評価額とロその他資本剰余金で資本剰余金合計は3,829万円、（2）利益剰余金は、イ減債積立金からハ当年度未処分利益剰余金までの利益剰余金合計は6,095万円、剰余金合計で9,924万円、資本合計は10億608万6,000円、負債資本合計は10億3,783万3,000円です。

2ページをお開きください。

平成22年度標茶町上水道事業会計補正予算実施計画でございますが、ただいままでの

説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第57号の説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） 住民課長・妹尾君

○住民課長（妹尾昌之君）（登壇） 議案第55号の提案趣旨並びに内容について、ご説明いたします。

本案は、平成22年度標茶町老人保健特別会計補正予算（第1号）で、平成21年度老人保健事業の精算に伴う支払基金交付金の返還で、その財源を繰越金で充当するものであります。

それでは補正予算書に基づき、ご説明いたします。

平成22年度標茶町老人保健特別会計補正予算（第1号）。

平成22年度標茶町の老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ90万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ202万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いましてご説明いたします。

8ページをお開き願います。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

2ページをお開き願います。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第55号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

続きまして、議案第56号の提案趣旨並びに内容について、ご説明をいたします。

本案は、平成22年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）で、保険事業勘定の歳出で、高額医療合算介護サービス給付費及び平成21年度地域支援事業及び介護給付費の精算に伴う返還金の追加、歳入では高額医療合算介護サービス給付に伴う国・道支出金及び前年度繰越金を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

平成22年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

平成22年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ845万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,698万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。というものでございます。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に従い説明いたします。

9 ページをお開き願います。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2 ページをお開き願います。

2 ページからの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第56号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（鈴木裕美君） お諮りいたします。

ただいま議題となりました議題5案は、直ちに、議長を除く15名で構成する「議案第53号・議案第54号・議案第55号・議案第56号・議案第57号審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議題5案は、議長を除く15名で構成する「議案第53号・議案第54号・議案第55号・議案第56号・議案第57号審査特別委員会」に付託し審査することに、決定いたしました。

◎延会の宣告

○議長（鈴木裕美君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

本日の会議はこれにて延会いたします。

(午後 3時21分延会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木裕美

署名議員 1番 田中進

署名議員 2番 黒沼俊幸

署名議員 3番 越善徹

平成22年標茶町議会第3回定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成22年9月15日（水曜日） 午後 2時20分開会

- 第 1 議案第53号 平成22年度標茶町一般会計補正予算
議案第54号 平成22年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
議案第55号 平成22年度標茶町老人保健特別会計補正予算
議案第56号 平成22年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
議案第57号 平成22年度標茶町上水道事業会計補正予算
(議案第53号・議案第54号・議案第55号・議案第56号・
議案第57号審査特別委員会報告)
- 第 2 認定第 1号 平成21年度標茶町一般会計決算認定について
認定第 2号 平成21年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算
認定について
認定第 3号 平成21年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について
認定第 4号 平成21年度標茶町老人保健特別会計決算認定について
認定第 5号 平成21年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について
認定第 6号 平成21年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について
認定第 7号 平成21年度標茶町病院事業会計決算認定について
認定第 8号 平成21年度標茶町上水道事業会計決算認定について
- 第 3 議案第58号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 4 意見書案第6号 道路の整備に関する意見書
- 第 5 意見書案第7号 森林・林業政策の早急かつ確実な推進に関する意見書
- 第 6 意見書案第8号 B型肝炎問題の早期全面解決を求める意見書
- 第 7 閉会中継続調査の申し出について（総務委員会）
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）
閉会中継続調査の申し出について（産業建設委員会）
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）
- 第 8 議員派遣について

○出席議員（16名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 田 中 進 君 | 2番 黒 沼 俊 幸 君 |
| 3番 越 善 徹 君 | 4番 伊 藤 淳 一 君 |
| 5番 菊 地 誠 道 君 | 6番 後 藤 勲 君 |
| 7番 林 博 君 | 8番 小野寺 典 男 君 |

9番	末柄 薫 君	10番	舘田 賢治 君
11番	深見 迪 君	12番	田中 敏文 君
13番	川村 多美男 君	14番	小林 浩 君
15番	平川 昌昭 君	16番	鈴木 裕美 君

○欠席議員（0名）

なし

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	池田 裕二 君
副 町 長	及川 直彦 君
総務課長	玉手 美男 君
企画財政課長	森山 豊 君
税務課長	高橋 則義 君
管理課長	今 敏明 君
住民課長	妹尾 昌之 君
農林課長	牛崎 康人 君
建設課長	井上 栄 君
水道課長	妹尾 茂樹 君
育成牧場長	表 武之 君
病院事務長	蛭田 和雄 君
やすらぎ園長	山澤 正宏 君
教 育 長	吉原 平 君
教育管理課長	島田 哲男 君
社会教育課長	中居 茂 君
農委事務局長	牛崎 康人 君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	佐藤 吉彦 君
議事係長	服部 重典 君

(議長 鈴木裕美君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(鈴木裕美君) 昨日に引き続き本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員16名、欠席なしであります。

(午後 2時20分開会)

◎議案第53号ないし議案第57号

○議長(鈴木裕美君) 日程第1。議案第53号・議案第54号・議案第55号・議案第56号・議案第57号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関し、付託いたしました議案第53号・議案第54号・議案第55号・議案第56号・議案第57号審査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思っております。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと、認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第53号・議案第54号・議案第55号・議案第56号・議案第57号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎認定第1号ないし認定第8号

○議長（鈴木裕美君） 日程第2。認定第1号・認定第2号・認定第3号・認定第4号・認定第5号・認定第6号・認定第7号・認定第8号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となりました認定8案は、直ちに、議長・監査委員を除く14名で構成する「平成21年度標茶町各会計決算審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、閉会中継続審査とすることに、いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました認定8案は、議長・監査委員を除く14名で構成する「平成21年度標茶町各会計決算審査特別委員会」に付託し、閉会中継続審査とすることに、決定いたしました。

◎議案第58号

○議長（鈴木裕美君） 日程第3。議案第58号を議題といたします。

本案について提案趣旨の説明を求めます。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君）（登壇） 議案第58号の提案趣旨並びに内容についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、固定資産評価審査委員会委員の選任についてであります。平成22年10月31日付をもって任期満了となる委員に次の方を選任いたしたいので、議会の同意を求めます。

以下、内容についてご説明を申し上げます。

議案第58号。固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条の規定によって、議会の同意を求めます。というものでございます。

住所は川上郡標茶町川上6丁目19番地、氏名は藤川榮二、生年月日は昭和27年11月20日でございます。藤川氏の経歴につきましては、資料をお手元に配付させていただきましたので説明は省略をさせていただきます。藤川氏は昨年12月選任いただきましたが、このたび期間満了することから、継続してお願いいたしたいと存じますので、ご審議いただき、ご同意を賜りますようお願い申し上げます、提案趣旨の説明とさせていただきます。

○議長（鈴木裕美君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 質疑は、ないものと認めます。

質疑は、終結いたしました。

お諮りいたします。

本案については、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本案は、起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（鈴木裕美君） 起立全員であります。

よって、議案第58号は原案同意されました。

（11番・深見君 退席）

◎意見書案第6号

○議長（鈴木裕美君） 日程第4。意見書案第6号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第6号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第6号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第6号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第6号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第6号を採決いたします。

意見書案第6号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第6号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

(11番・深見君 着席)

◎意見書案第7号

○議長(鈴木裕美君) 日程第5。意見書案第7号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第7号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第7号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第7号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第7号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第7号を採決いたします。

意見書案第7号を、原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木裕美君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第7号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎意見書案第8号

○議長（鈴木裕美君） 日程第6。意見書案第8号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第8号については、会議規則第37条第2項の規定により、趣旨説明の省略をいたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第8号の趣旨説明は、省略することに、決定いたしました。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案第8号については、会議規則運用細則第40の規定により、質疑を省略いたしたいと思ひます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第8号については、質疑を省略することに決定いたしました。

これより、討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） 討論は、ないものと認めます。

これより、意見書案第8号を採決いたします。

意見書案第8号を、原案可決してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第8号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政長へ提出いたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長（鈴木裕美君） 日程第7。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務委員会、厚生文教委員会、産業建設委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中継続調査として、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、総務委員会、厚生文教委員会、産業建設委員会、議会運営委員会の各委員長か

ら申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎議員派遣について

○議長（鈴木裕美君） 日程第8。議員派遣を議題といたします。

お諮りいたします。

鉏路町村議会議長会主催の町村議会議員研修会が、平成22年10月21日、22日、弟子屈町で開催されます。この研修会に全議員を派遣することに、いたしたいと思えます。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木裕美君） ご異議ないものと認めます。

よって、会議規則第117条の規定により、議員を派遣することに決定いたしました。

◎閉議の宣告

○議長（鈴木裕美君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は、全部終了いたしました。

これで、本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（鈴木裕美君） 以上をもって、平成22年標茶町議会第3回定例会を閉会いたします。

（午後 2時32分閉会）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 鈴木裕美

署名議員番 1番 田中進

署名議員番 2番 黒沼俊幸

署名議員番 3番 越善徹